

㊦

前橋市教育委員会告示第12号

前橋市教育委員会4月定例会を次のとおり招集します。

令和3年4月7日

前橋市教育委員会

教育長 吉川 真由美

記

- 1 日 時 令和3年4月14日(水) 午後2時00分
- 2 場 所 市役所11階北会議室
- 3 付議事件
 - (1) 議案第10号 前橋市学校教育情報化推進計画の策定について
 - (2) 議案第11号 教育財産(建物及び土地)の用途廃止について
 - (3) 議案第12号 公有財産(土地)の所属替について
 - (4) 報告第1号 前橋市行政手続条例の施行に関する前橋市教育委員会規則等の一部を改正する規則の臨時代理について
 - (5) 報告第2号 職員の人事異動(課長級以上)の臨時代理について
 - (6) 報告第3号 令和2年度末県費負担教職員(管理職)人事の臨時代理について

令和3年4月定例教育委員会提出事項

1 教育長報告

- (1) 職員の人事異動（副参事級以下）の専決について （ 総 務 課 ）
- (2) 令和3年度教育委員会事務の点検及び評価について （ 総 務 課 ）
- (3) 令和3年度学校施設等整備について （ 教育施設課 ）
- (4) 令和2年度末教職員の人事異動の概要について （ 学校教育課 ）

2 提出議案

議案番号	件 名	所 管 課
1 0	前橋市学校教育情報化推進計画の策定について	総 務 課
1 1	教育財産（建物及び土地）の用途廃止について	教育施設課
1 2	公有財産（土地）の所属替について	教育施設課
報告 1	前橋市行政手続条例の施行に関する前橋市教育委員会規則等の一部を改正する規則の臨時代理について	総 務 課
報告 2	職員の人事異動（課長級以上）の臨時代理について	総 務 課
○報告 3	令和2年度末県費負担教職員（管理職）人事の臨時代理について	学校 教育 課

「注」○印については、当日送付

3 その他

- (1) 行事について （ 総 務 課 ）
- (2) 令和3年度学校施設の工事概要について （ 教育施設課 ）
- (3) 令和2年度市立前橋高等学校卒業生進路状況について （ 前橋高等学校 ）
- (4) 前橋市高校生学習室の開設について （ 生涯学習課 ）

議 事 日 程 第 1 号

前橋市教育委員会 4 月定例会
令和 3 年 4 月 1 4 日（水）
午後 2 時 0 0 分開議

第 1 会期の決定

第 2 会議録署名委員の指名

第 3 教育長提出の諸報告

- (1) 職員の人事異動（副参事級以下）の専決について
- (2) 令和 3 年度教育委員会事務の点検及び評価について
- (3) 令和 3 年度学校施設等整備について
- (4) 令和 2 年度末教職員の人事異動の概要について

第 4 教育長提出議案の付議

- (1) 議案第 1 0 号 前橋市学校教育情報化推進計画の策定について
- (2) 議案第 1 1 号 教育財産（建物及び土地）の用途廃止について
- (3) 議案第 1 2 号 公有財産（土地）の所属替について
- (4) 報告第 1 号 前橋市行政手続条例の施行に関する前橋市教育委員会規則等の一部を改正する規則の臨時代理について
- (5) 報告第 2 号 職員の人事異動（課長級以上）の臨時代理について
- (6) 報告第 3 号 令和 2 年度末県費負担教職員（管理職）人事の臨時代理について

第 5 そ の 他

- (1) 行事について
- (2) 令和 3 年度学校施設の工事概要について
- (3) 令和 2 年度市立前橋高等学校卒業生進路状況について
- (4) 前橋市高校生学習室の開設について

職員の人事異動（副参事級以下）の専決について

令和3年4月1日付け職員の人事異動（副参事級以下）について、前橋市教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和52年前橋市教育委員会規則第11号）第6条第1項の規定により、下記のとおり専決したので、同条第2項の規定に基づき、報告する。

令和3年4月14日提出

前橋市教育委員会

教育長 吉川 真由美

記

1 異動 79人

(1) 副参事級	2人
(2) 課長補佐級	13人
(3) 係長級	21人
(4) 主査、主任、主事級	8人
(5) 業務吏員	33人
(6) 幼稚園教諭	2人

2 新規採用 10人

(1) 行政職	3人
(2) 業務吏員	0人
(3) 割愛採用	7人

3 合計 89人

※ 名簿は、添付省略

教育委員会事務の点検・評価について（実施要領）

令和3年4月1日
前橋市教育委員会

1 点検・評価の趣旨

教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「法」という。）第26条）とされていることから、前橋市教育委員会では、効果的な教育行政の推進に資するとともに、住民への説明責任を果たしていくため、教育委員会の点検及び評価を行う。

2 具体的な取組の考え方

点検・評価の対象は、前年度の教育委員会の活動及び前年度の教育行政方針に基づき実施をした主な施策や事業とする。また、点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図ること（法第26条第2項）とされていることから、点検・評価の客観性を確保するため、点検・評価の結果に対して学識経験者から意見を聴取する。

3 本市における今年度の点検・評価の取組み

(1) 点検・評価の対象

令和2年度の教育委員会の活動及び「令和2年度教育行政方針」に位置付けられた事業を基本に点検・評価を行う。

(2) 点検・評価の方法

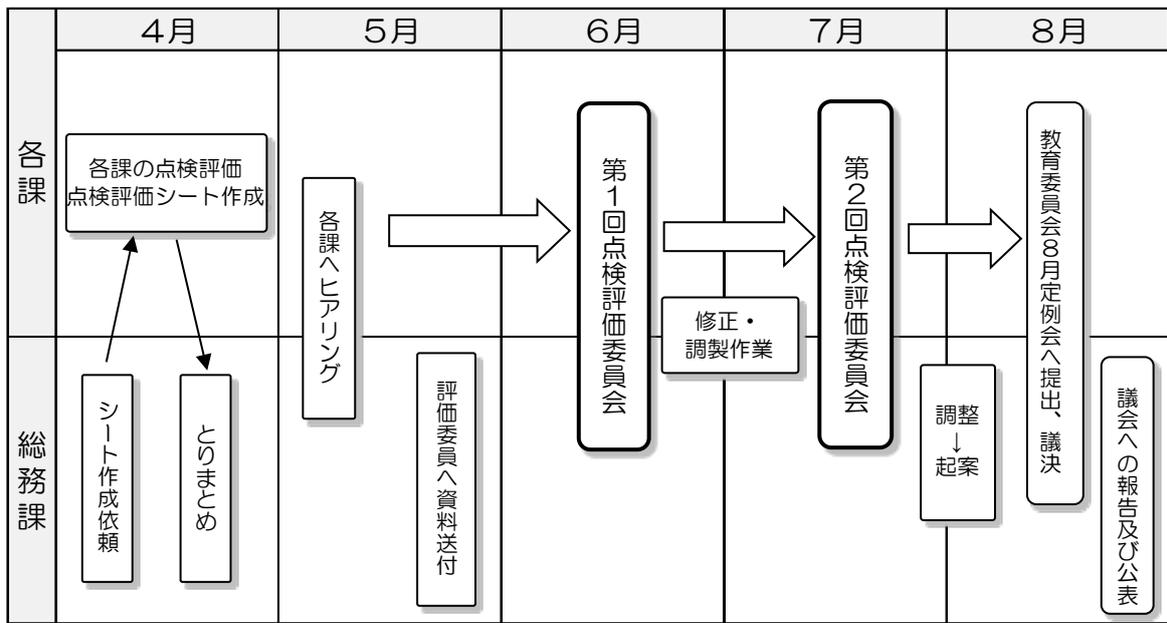
「教育委員会事務点検及び評価委員会」を設置し、各課が作成した点検・評価シート並びに評価根拠資料等により、客観的な観点から点検・評価を行う。

(3) 学識経験者について

点検及び評価を行うに当たり、学校教育分野1名、社会教育分野2名の計3名の学識経験者から意見を聴取する。

(4) 令和3年度のスケジュール（案）

- ① 点検評価シート作成・提出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4月下旬
各課が点検評価シートを作成し、総務課へ提出
- ② 点検評価各課ヒアリング・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5月中
点検評価シートに基づき、事務局においてヒアリングを実施
- ③ 第1回点検及び評価委員会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6月下旬
委員会において、委員（学識経験者）が各課から意見聴取。
第2回点検及び評価委員会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7月下旬
点検・評価報告書の最終確認（事務局案確定）。
- ④ 教育委員会で議決・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8月中旬
点検・評価報告書を教育委員会（定例会）において最終決定。
- ⑤ 議会へ提出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9月議会
- ⑥ 公表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 議会に報告後、ホームページに掲載・周知する。



(中学校)

事業概要	学校名	工期(予定)												備考				
		令和2年度		令和3年度														
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12		1	2	3	
トイレ大規模改造工事	元総社中 宮城中 富士見中																	予定工期 令和3年7月～同年11月
校舎外壁落下防止工事	荒砥中																	予定工期 令和3年7月～同年11月
トイレ大規模改造実施設計	第六中 木瀬中 桂臺中																	予定工期 令和3年8月～令和4年2月
校舎外壁落下防止実施設計	木瀬中																	予定工期 令和3年9月～令和4年2月
美術室空調和設備設置工事	第三中 木瀬中 荒砥中 大胡中 宮城中 粕川中 富士見中																	予定工期 令和3年11月～令和4年1月
美術室空調和設備設置実施設計	第三中 木瀬中 荒砥中 大胡中 宮城中 粕川中 富士見中																	予定工期 令和3年6月～同年8月

(特別支援学校・市立前橋高校)

事業概要	学校名	工期 (予定)												備考					
		令和2年度			令和3年度														
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12		1	2	3		
空調和設備改修工事	特別支援学校																		予定工期 令和3年6月～同年9月

事業概要	学校名	工期 (予定)												備考					
		令和2年度			令和3年度														
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12		1	2	3		
校舎外壁落下防止工事	市立前橋高校																		予定工期 令和3年7月～同年11月
空調和設備改修工事																			予定工期 令和3年6月～同年10月

令和2年度末教職員の人事異動の概要について

1 県費負担教職員の異動総件数 521件(510件)

【学校教育課】

※()内は令和元年度末の件数

2 退職

(1) 退職状況(義務教育学校関係のみ。形式退職は除く)

	校長	教頭	教諭	養護	栄養	事務	合計
定年	13(19)	1(5)	27(46)	3(1)	0(0)	4(4)	48(75)
勸奨	0(1)	1(0)	4(8)	1(2)	0(0)	1(2)	7(13)
一般	0(0)	0(0)	3(10)	0(0)	0(0)	1(0)	6(10)
合計	13(20)	2(5)	34(64)	4(3)	0(0)	6(6)	59(98)

(2) 近年の年度ごとの退職者数

	平21	平22	平23	平24	平25	平26	平27	平28	平29	平30	令元	令2
人数	66	70	58	71	74	69	71	86	78	71	98	59

3 管理職人事

(1) 校長

①校長の異動の状況

	新任	転任	転補	再任	合計
小学校	7(14)	2(1)	4(8)	2(2)	16(25)
中学校	4(4)	0(1)	4(3)	1(0)	8(8)
特支学校	0(0)	0(0)	1(0)	0(0)	1(0)
合計	11(18)	2(2)	9(11)	3(2)	25(33)

※校長平均年齢

小学校 56.9
(56.6)

中学校 54.0
(56.7)

全体 56.0
(56.6)

※女性校長 11名-16.4%(12名-17.6%)

②新任校長の年齢構成と平均年齢

年齢		58	57	56	55	54	53	52	51	50	49	48	平均	合計
校長	2末		4	3		1	2	1					55.3	11人
	元末		1	5	7	3	2						55.0	18人
	30末	1	4	2	4	2		1		1			55.2	15人
	29末	2	1	6		2	1		1				55.5	13人

(2) 副校長

①副校長の異動状況

	新任	転任	転補	再任	合計
小学校	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
中学校	1(1)	0(0)	0(0)	0(0)	1(1)
特支学校	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
合計	1(1)	0(0)	0(0)	0(0)	1(1)

※女性副校長 0名-0%(0名-0%)

②新任副校長の年齢構成と平均年齢

年齢		58	57	56	55	54	53	52	51	50	49	48	平均	合計
副校長	2末					1							54.0	1人
	元末									1			50.0	1人
	30末					1							54.0	1人
	29末			1									56.0	1人

(3) 教頭

①教頭の異動の状況

	新 任	転 任	転 補	再 任	合 計
小学校	11 (10)	3 (2)	13 (4)	0 (0)	27 (16)
中学校	2 (7)	1 (0)	7 (3)	0 (0)	10 (10)
特支学校	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
合 計	13 (17)	4 (2)	20 (7)	0 (0)	37 (26)

※教頭平均年齢

小学校 53.2
(53.3)
中学校 51.7
(53.4)
全 体 52.7
(53.3)

※女性教頭17名-25.0% (15名-21.7%)

②新任教頭の年齢構成と平均年齢

年齢		56	55	54	53	52	51	50	49	48	47	46	45	平 均	合 計
教 頭	2 末		1	1	5	2		2	1	1				51.9	13人
	元 末	2	2	3	1	2	2	2	1		1		1	52.0	17人
	30 末		1	2	4	2	5	4		1	1			51.5	20人
	29 末		2	2	1	3	3	4	1	2	1			51.2	19人

(4) 女性管理職の人数と割合

	27 末	28 末	29 末	30 末	元 末	2 末
校 長	12 (17.4%)	12 (17.6%)	12 (17.6%)	11 (16.2%)	12 (17.6%)	11 (16.4%)
副校長	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
教 頭	12 (17.4%)	13 (18.1%)	13 (18.1%)	16 (23.2%)	15 (21.7%)	17 (25.0%)

4 教諭の転補・転任・採用

(1) 教諭異動の状況

	小学校	中学校	特支学校	合計
退職	64	44	0	108 (113)
転任	24	27	5	56 (62)
転補	63	48	2	113 (83)
採用	4	4	0	8 (8)
新採	33	16	0	49 (48)
再任用	44	19	0	63 (63)
合計	232	158	7	397 (377)

※退職には形式退職者・再任用者も含める。

(2) 小学校と中学校の交流

	中学校から小学校へ	小学校から中学校へ	合計
校長	0	1	1
教頭	1	3	4
教諭	9	11	20
三職	5	4	9
合計	15	20	34

(3) 異動希望表明

	小学校	中学校	特支学校	合計
申請者	7	7	0	14
成立者	1	3	0	4

5 三職（養護教諭、栄養教諭・学校栄養職員、事務職員）の転補・転任・採用

	養護	事務	栄養職員・教諭	合計
退職	4 (4)	9 (8)	0 (0)	13 (12)
転任	4 (1)	6 (11)	1 (1)	11 (13)
転補	5 (2)	7 (2)	0 (1)	12 (5)
採用	0 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (2)
新採	3 (4)	1 (2)	0 (0)	4 (6)
再任用	0 (0)	2 (3)	0 (0)	2 (3)
合計	16 (13)	25 (26)	1 (2)	42 (41)

※退職には形式退職者・再任用者も含める。

6 新規採用教職員

	小学校	中学校	特支学校	合計
教諭	33 (29)	16 (19)	0 (0)	49 (48)
養護教諭	3 (4)	0 (0)	0 (0)	3 (4)
栄養職員	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
事務職員	1 (2)	0 (0)	0 (0)	1 (2)
合計	37 (35)	16 (19)	0 (0)	53 (54)

7 市立前橋高校

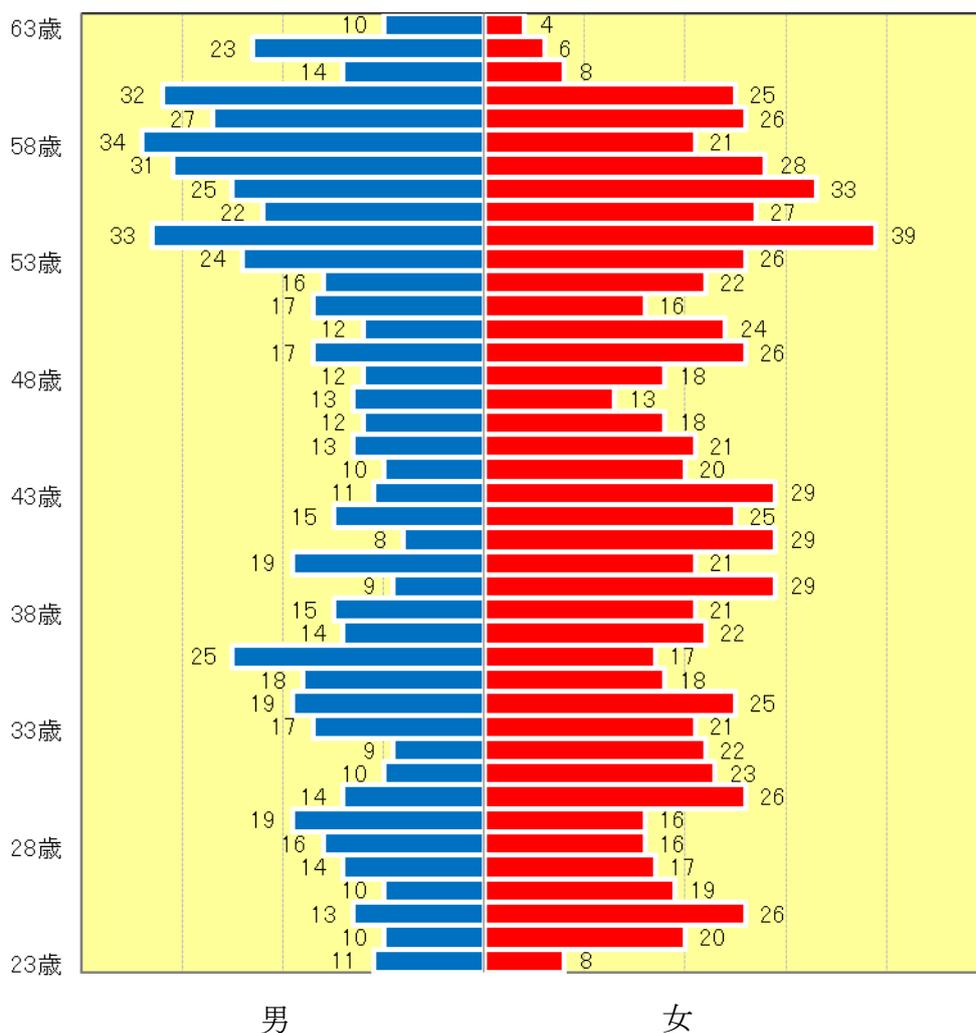
	校長	教頭	教諭	養護教諭	合計
退職（実質退職）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）
転出（形式退職）	1（0）	0（1）	4（4）	0（0）	5（5）
転入（形式採用）	1（0）	0（1）	4（5）	0（0）	5（6）
昇任	0（0）	0（0）	1（1）	0（0）	1（1）
新採用	0（0）	0（0）	1（0）	0（0）	1（0）

8 市立幼稚園

	園長	教頭	教諭	合計
退職（実質退職）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）
転出（形式退職）	0（0）	0（0）	0（2）	0（2）
嘱託任期满了	1（0）	0（0）	0（0）	1（0）
転補	0（0）	2（0）	0（1）	2（1）
昇任	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）
転入（形式採用）	0（0）	0（0）	0（1）	0（1）
嘱託任用	3（3）	0（0）	0（0）	3（3）

※退職（実質退職）には再任用者も含む。

9 本市学校・幼稚園（市立前橋は除く）の教職員の年齢分布（管理職や再任用者を含む本務者）



教育委員会議案第10号

前橋市学校教育情報化推進計画の策定について

前橋市学校教育情報化推進計画を次のとおり決定しようとする。

令和3年4月14日提出

前橋市教育委員会

教育長 吉 川 真由美

1 概要

令和元年6月施行「学校教育の情報化の推進に関する法律」において、「学校教育情報化推進計画」策定が地方公共団体の努力義務とされたため、「第七次前橋市総合計画」「第2期前橋市教育振興基本計画」「まえばし学校教育充実指針」との整合性を図りながら、学校教育の情報化を計画的に推進し、本市における学校教育の情報化で目指す「自らの可能性を広げ、新たな価値を創り出す学び」の充実を図るために策定するもの。

2 計画期間

令和3年度～令和5年度の3年間

一人一台端末導入が令和2年度末になったことから令和3年度を開始とし、令和5年度からの第3期前橋市教育振興基本計画を受けて改訂できるよう、令和5年度を終了とした。

3 主な内容

- (1) 計画の策定について（目的、計画の位置づけ、計画の期間）
- (2) 学校教育の情報化に関わる現状と課題（社会の動向、前橋市の現状・課題）
- (3) 前橋市が目指す方向性（基本方針、全体構想）
- (4) 施策及び取組内容
 - ① 基本方針A 各教科等における効果的なICT活用
 - ② 基本方針B 情報活用能力の育成
 - ③ 基本方針C 様々な状況の子供への学びの保障
 - ④ 基本方針D 校務の効率化
 - ⑤ 基本方針E 教師の指導力向上
- (5) 計画の進捗管理

4 パブリックコメントの結果

令和3年2月18日（木）から3月17日（水）までの間、計画原案を公表し、意見募集を行った。

○意見提出者数 11人

○意見件数 42件（計画策定に関すること28件、その他学校教育の情報化に関すること14件）

5 策定の経緯

令和2年 7月14日 第1回前橋市総合教育会議

I C Tを活用した効果的な学びについて協議

- 1 1月10日 第1回前橋市教育情報システム利活用推進委員会授業支援部会
本市における学校教育の情報化で目指す学びの姿の説明・確認
- 令和3年 1月13日 第2回前橋市教育情報システム利活用推進委員会
全体構想図（案）の説明・確認、策定スケジュールの説明
- 2月18日 パブリックコメント開始（3月17日終了）
- 3月 2日 第3回前橋市教育情報システム利活用推進委員会
計画（案）全体の説明・確認
- 4月14日 教育委員会定例会へ提出
- 21日 教育福祉常任委員会（計画策定の報告）・HPでの公表
- 5月 7日 5月定例校長会で説明・配付

教育委員会議案第11号

教育財産（建物及び土地）の用途廃止について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第28条第1項の規定に基づき管理している教育財産（建物及び土地）について、次のとおり用途を廃止しようとする。

令和3年4月14日提出

前橋市教育委員会
教育長 吉川 真由美

記

1 対象物件

(1) 建物

旧第二中学校建物（前橋市城東町四丁目24番12号）

校舎 鉄筋コンクリート造陸屋根4階建 3,883.00㎡

当該校舎ほか17施設（別紙のとおり） 2,139.75㎡

合計 6,022.75㎡

(2) 土地

旧第二中学校用地

前橋市城東町四丁目288番2 学校用地 174.00㎡

当該用地ほか8筆（別紙のとおり） 14,605.09㎡

合計 14,779.09㎡

2 用途廃止の理由

平成22年度末の廃校後、第五中学校の建替などで活用してきたが、今後の利活用が見込めないため既存建物を解体し、公有財産を適正に管理するもの

3 用途廃止日

解体工事の工事着手日の前日

4 用途廃止後の措置

市長（資産経営課）に引継ぎし、既存建物の解体を行う。

5 位置図

別紙のとおり

用途廃止建物明細

1 旧第二中学校建物（前橋市城東町四丁目24番12号）

(1) 校舎	鉄筋コンクリート造陸屋根4階建	3,883.00㎡
(2) 体育館	鉄骨造金属板葺屋根1階建	592.00㎡
(3) コンテナ室	鉄骨造陸屋根1階建	38.00㎡
(4) 体育器具庫	鉄骨造金属板葺屋根1階建	37.00㎡
(5) 物置	コンクリートブロック造金属板葺屋根1階建	24.00㎡
(6) 部室	コンクリートブロック造陸屋根1階建	46.00㎡
(7) 部室	コンクリートブロック造陸屋根1階建	31.00㎡
(8) 柔剣道場	鉄骨造金属板葺屋根2階建	343.75㎡
(9) 渡り廊下	鉄骨造金属板葺屋根1階建	91.80㎡
(10) 部室	コンクリートブロック造陸屋根1階建	15.12㎡
(11) 校舎	鉄筋コンクリート造陸屋根2階建	630.41㎡
(12) 渡り廊下	鉄骨造金属板葺屋根1階建	113.37㎡
(13) 給食用昇降機	鉄骨造陸屋根4階建	19.00㎡
(14) 物置	コンクリートブロック造陸屋根1階建	8.00㎡
(15) 燃料庫	コンクリートブロック造ストレート葺屋根1階建	5.00㎡

(16) 物置	鉄骨造金属板葺屋根 1 階建	25.92 m ²
(17) 物置	鉄骨造金属板葺屋根 1 階建	10.74 m ²
(18) 駐輪場	鉄骨造金属板葺屋根 1 階建	108.64 m ²
	合計	6,022.75 m ²

用途廃止土地明細

1 旧第二中学校土地

(1) 前橋市城東町四丁目288番2	学校用地	174.00	m ²
(2) 前橋市城東町四丁目290番	学校用地	4,697.00	m ²
(3) 前橋市城東町四丁目291番1	学校用地	1,236.00	m ²
(4) 前橋市城東町四丁目292番1	宅地	169.09	m ²
(5) 前橋市城東町四丁目339番1	学校用地	3,778.00	m ²
(6) 前橋市城東町四丁目342番1	学校用地	1,250.00	m ²
(7) 前橋市城東町四丁目342番2	学校用地	201.00	m ²
(8) 前橋市城東町四丁目392番2	学校用地	2,201.00	m ²
(9) 前橋市城東町四丁目394番1	学校用地	1,073.00	m ²
	合計	14,779.09	m ²

教育委員会議案第12号

公有財産（土地）の所属替について

教育財産（土地）の取得を次のとおり決定し、前橋市財務規則（昭和40年前橋市規則第19号）第185条（所属替）の規定に基づき、公有財産の所属替について、市長宛て協議しようとする。

令和3年4月14日提出

前橋市教育委員会
教育長 吉川 真由美

記

1 対象物件

前橋都市計画事業二中地区（第三）土地区画整理事業用地（行政財産）

前橋市三河町一丁目6番1号（宅地）ほか16筆（別紙参照）

計 1,021㎡（現況面積）

2 用途

中川小学校用地

3 所属替の理由

現在、中川小学校の駐車場の一部は隣接する区画整理事業用地を利用している状況であるが、令和3年5月の換地処分を機に、当該土地について教育施設課に所属替えをするもの

4 決定後の措置

市長（市街地整備課）と引継ぎについて協議を行う。

5 位置図

別紙のとおり

<別紙> 対象物件一覧

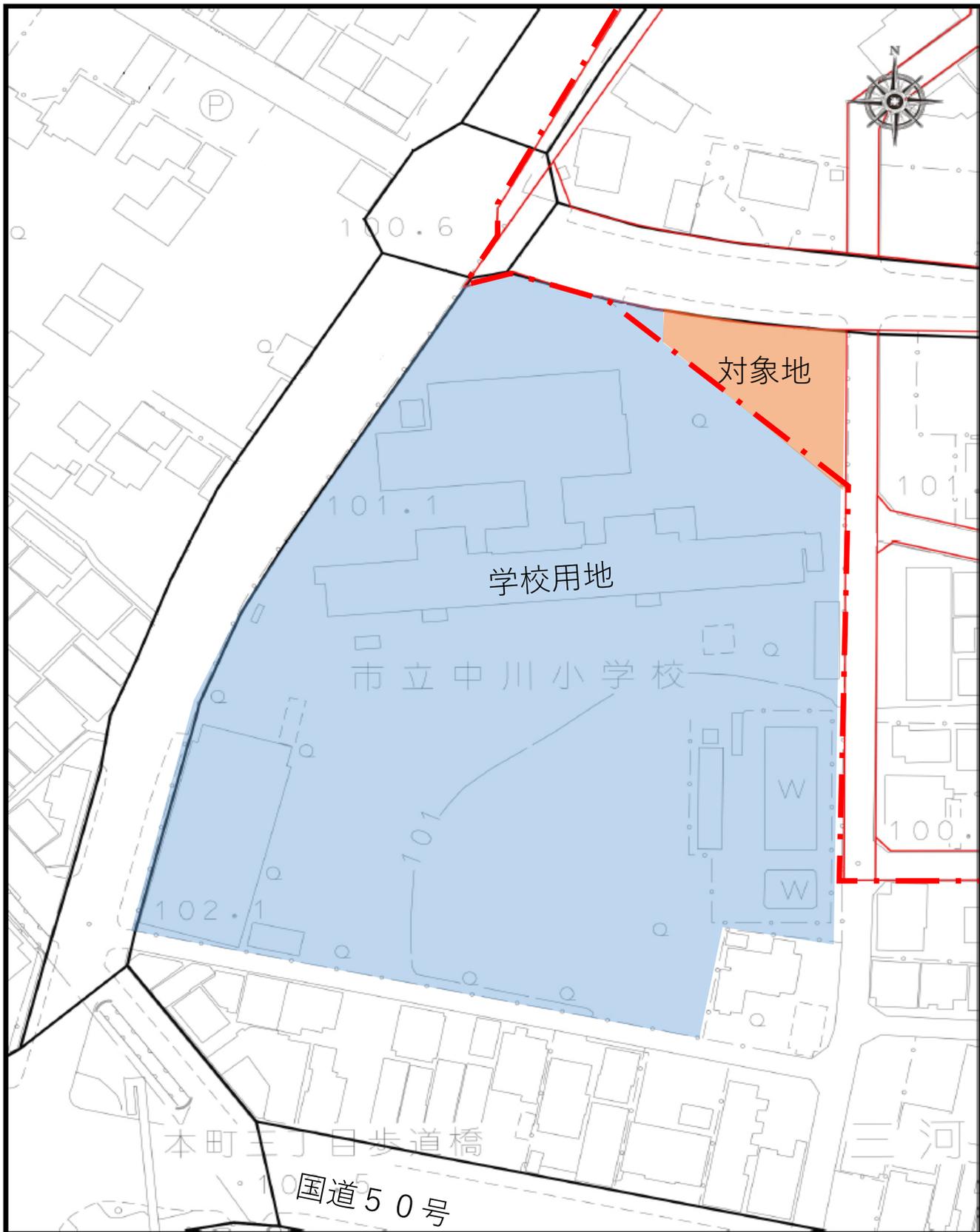
区画整理事業用地（行政財産）

	従前の土地				換地処分後の土地			
	町丁目名	地番	地目	地積 (㎡)	町丁目名	地番	地目	地積 (㎡)
1	三河町一丁目	6-1	宅地	260.69	三河町二丁目	1-11	学校用地	1,021
2	同上	6-9	宅地	49.78				
3	同上	6-20	宅地	49.58				
4	同上	6-21	宅地	72.92				
5	同上	7-1	宅地	140.06				
6	同上	11-10	宅地	54.54				
7	同上	12-4	宅地	21.15				
8	同上	12-5	宅地	28.56				
9	同上	12-6	宅地	24.33				
10	同上	12-7	宅地	58.71				
11	同上	12-9	宅地	73.81				
12	同上	12-10	宅地	75.94				
13	同上	12-11	宅地	248.33				
14	同上	12-19	宅地	56.67				
15	同上	13-8	宅地	132.23				
16	同上	14-2	宅地	60.46				
17	同上	22-5	宅地	113.59				

計 1,521.35

位置図

区画整理事業区域内



報告第1号

前橋市行政手続条例の施行に関する前橋市教育委員会規則等の一部を改正する規則の臨時代理について

前橋市行政手続条例の施行に関する前橋市教育委員会規則等の改正については、特に緊急を要し、教育委員会を招集する時間的余裕がないため、前橋市教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和52年前橋市教育委員会規則第11号）第5条第1項の規定により、次のとおり臨時代理したので、同条第2項の規定に基づき、報告し、承認を求める。

令和3年4月14日提出

前橋市教育委員会
教育長 吉川 真由美

前橋市行政手続条例の施行に関する前橋市教育委員会規則等の一部を改正する規則の臨時代理について（報告第1号）

総務課

1 改正の理由

市民、事業者等への押印及び署名の義務付けの見直しに伴い、関係する規則について所要の改正を行う。

2 主な内容

本市の行政手続きにおいて、市民、事業者等から提出される申請、請求手続き等で認印を求めるものについては原則押印不要とし、関係する次の規定を整備する。

- (1) 前橋市行政手続条例の施行に関する前橋市教育委員会規則
- (2) 前橋市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則
- (3) 前橋市立学校の授業料等の減免等に関する規則
- (4) 前橋市公民館利用規則
- (5) 前橋市文化財保護条例施行規則

3 施行期日

令和3年4月1日

前橋市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則新旧対照表（第2条関係）

改 正 案	現 行
<p>(補償の認定請求)</p> <p>第2条 学校医等は、公務により災害を受けた場合において、災害補償を受けようとするときは、速やかに公務災害補償認定請求書を当該学校医等の所属する学校の校長(以下「所属校長」という。)を経由して、教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>(認定の通知)</p> <p>第3条 教育委員会は、前条に規定する請求書を受理したときは、必要に応じて前橋市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和42年前橋市条例第48号)第4条に規定する前橋市公務災害補償等認定委員会の意見を聞き、その災害が公務上のものであるかどうかの認定を行い、当該災害を受けた学校医等又はその遺族に対し、公務災害補償認定通知書により通知するものとする。</p> <p>(補償の請求方法)</p> <p>第4条 補償(現に受けている補償の額の変更を含む。この条及び第6条において同じ。)を受けようとする者は、次の各号に掲げる補償の種類に応じ、当該各号に定める請求書を学校医等の所属校長(学校医等が死亡し、又は離職した場合においては、その死亡又は離職の直前の所属校長。以下同じ。)を経由して、教育委員会に提出しなければならない。ただし、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令(昭和32年政令第283号。以下「政令」という。)第3条第2項の規定により、教育委員会があらかじめ指定する医療機関又は薬局において療養を受ける場合においては、教育委員会が交付する公務災害認定証明書を当該医療機関又は薬局に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(7) 省略</p> <p>(書類の様式)</p> <p>第15条 次に掲げる書類の様式は、教育長が別に定める。</p> <p>(1) <u>公務災害補償認定請求書</u></p> <p>(2) <u>公務災害補償認定通知書</u></p> <p>(3) <u>公務災害認定証明書</u></p> <p>2 <u>その他補償の手続に関する必要な書類の様式は、教育長が別に定める。</u></p>	<p>(補償の認定請求)</p> <p>第2条 学校医等は、公務により災害を受けた場合において、災害補償を受けようとするときは、速やかに公務災害補償認定請求書(様式第1号)を当該学校医等の所属する学校の校長(以下「所属校長」という。)を経由して、教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>(認定の通知)</p> <p>第3条 教育委員会は、前条に規定する請求書を受理したときは、必要に応じて前橋市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和42年前橋市条例第48号)第4条に規定する前橋市公務災害補償等認定委員会の意見を聞き、その災害が公務上のものであるかどうかの認定を行い、当該災害を受けた学校医等又はその遺族に対し、公務災害補償認定通知書(様式第2号)により通知するものとする。</p> <p>(補償の請求方法)</p> <p>第4条 補償(現に受けている補償の額の変更を含む。この条及び第6条において同じ。)を受けようとする者は、次の各号に掲げる補償の種類に応じ、当該各号に定める請求書を学校医等の所属校長(学校医等が死亡し、又は離職した場合においては、その死亡又は離職の直前の所属校長。以下同じ。)を経由して、教育委員会に提出しなければならない。ただし、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令(昭和32年政令第283号。以下「政令」という。)第3条第2項の規定により、教育委員会があらかじめ指定する医療機関又は薬局において療養を受ける場合においては、教育委員会が交付する公務災害認定証明書(様式第3号)を当該医療機関又は薬局に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(7) 省略</p> <p>(書類の様式)</p> <p>第15条 <u>その他補償の手続に関する必要な書類の様式は、別に定める。</u></p>

前橋市立学校の授業料等の減免等に関する規則新旧対照表（第3条関係）

改 正 案	現 行
(申請及び許可の手続)	(申請及び許可の手続)

<p>第3条 授業料等の減免を受けようとする者(前条第2項の規定による減免を受けようとする者を除く。)は、授業料等減免申請書を保護者又は保証人連署の上、所属学校長等を経て前橋市教育委員会(以下「教育委員会」という。)に提出し、その許可を受けなければならない。</p> <p>2～3 省略</p> <p>(書類の様式)</p> <p>第7条 授業料等減免申請書の様式は、教育長が別に定める。</p> <p>(その他)</p> <p>第8条 省略</p>	<p>第3条 授業料等の減免を受けようとする者(前条第2項の規定による減免を受けようとする者を除く。)は、授業料等減免申請書(様式)を保護者又は保証人連署の上、所属学校長等を経て前橋市教育委員会(以下「教育委員会」という。)に提出し、その許可を受けなければならない。</p> <p>2～3 省略</p> <p>(その他)</p> <p>第7条 省略</p>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

前橋市公民館利用規則新旧対照表(第4条関係)

改正案	現 行
<p>(利用許可の申請等)</p> <p>第4条 条例第2条の規定により、公民館の利用の許可(以下「利用許可」という。)を受けようとする者は、前橋市公民館利用許可申請書を教育長に提出しなければならない。</p> <p>2 省略</p> <p>(利用の変更及び取消し)</p> <p>第5条 利用許可を受けた者は、当該利用許可を受けた事項を変更し、又は利用の取消しをしようとするときは、前橋市公民館利用変更・取消許可申請書を教育長に提出しなければならない。</p> <p>2 省略</p> <p>(使用料の減免)</p> <p>第6条 条例第8条第1項ただし書の規定により使用料の減免を受けようとする者は、利用許可申請書に前橋市公民館使用料減免申請書を添えて教育長に提出しなければならない。</p> <p>2 省略</p> <p>(使用料の還付)</p> <p>第7条 条例第9条ただし書の規定により使用料の還付を受けようとする者は、前橋市公民館使用料還付申請書を教育長に提出しなければならない。</p> <p>(遵守事項)</p> <p>第8条 省略</p> <p>(書類の様式)</p> <p>第9条 次に掲げる書類の様式は、教育長が別に定める。</p> <p>(1) 前橋市公民館利用許可申請書</p> <p>(2) 前橋市公民館利用変更・取消許可申請書</p> <p>(3) 前橋市公民館使用料減免申請書</p> <p>(4) 前橋市公民館使用料還付申請書</p> <p>(その他)</p>	<p>(利用許可の申請等)</p> <p>第4条 条例第2条の規定により、公民館の利用の許可(以下「利用許可」という。)を受けようとする者は、前橋市公民館利用許可申請書(様式第1号)を教育長に提出しなければならない。</p> <p>2 省略</p> <p>(利用の変更及び取消し)</p> <p>第5条 利用許可を受けた者は、当該利用許可を受けた事項を変更し、又は利用の取消しをしようとするときは、前橋市公民館利用変更・取消許可申請書(様式第2号)を教育長に提出しなければならない。</p> <p>2 省略</p> <p>(使用料の減免)</p> <p>第6条 条例第8条第1項ただし書の規定により使用料の減免を受けようとする者は、利用許可申請書に前橋市公民館使用料減免申請書(様式第3号)を添えて教育長に提出しなければならない。</p> <p>2 省略</p> <p>(使用料の還付)</p> <p>第7条 条例第9条ただし書の規定により使用料の還付を受けようとする者は、前橋市公民館使用料還付申請書(様式第4号)を教育長に提出しなければならない。</p> <p>(遵守事項)</p> <p>第8条 省略</p> <p>(その他)</p>

前橋市文化財保護条例施行規則新旧対照表（第5条関係）

改正案	現行
<p>(指定の同意と申請)</p> <p>第2条 条例第3条の規定により前橋市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が指定しようとするときは、あらかじめその文化財の所有者(所有者が判明しない場合を除く。)及び権原に基づく占有者(以下「所有者等」という。)に指定同意書による指定の同意を求めるものとする。</p>	<p>(指定の同意と申請)</p> <p>第2条 条例第3条の規定により前橋市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が指定しようとするときは、あらかじめその文化財の所有者(所有者が判明しない場合を除く。)及び権原に基づく占有者(以下「所有者等」という。)に指定同意書(様式第1号)による指定の同意を求めるものとする。</p>
<p>2 条例第3条の規定により指定を受けようとするときは、その所有者等は指定申請書にそのものの最近の写真その他参考となる資料を添えて教育委員会に申請しなければならない。</p>	<p>2 条例第3条の規定により指定を受けようとするときは、その所有者等は指定申請書(様式第2号)にそのものの最近の写真その他参考となる資料を添えて教育委員会に申請しなければならない。</p>
<p>(指定書及び認定書)</p> <p>第3条 前条により指定したときは、教育委員会は前橋市文化財指定書(以下「指定書」という。)を所有者等に交付するものとする。</p> <p>2 前項による指定のうち無形文化財については、その保持者に前橋市文化財保持者認定書(以下「認定書」という。)を交付するものとする。</p> <p>3 指定書又は認定書を紛失し、若しくは滅失し、又は破損した場合は、これらの事実を証明するにたりる書類若しくは破損した指定書又は認定書を添え、指定書、認定書再交付申請書を教育委員会に提出しなければならない。</p>	<p>(指定書及び認定書)</p> <p>第3条 前条により指定したときは、教育委員会は前橋市文化財指定書(以下「指定書」という。様式第3号)を所有者等に交付するものとする。</p> <p>2 前項による指定のうち無形文化財については、その保持者に前橋市文化財保持者認定書(以下「認定書」という。様式第4号)を交付するものとする。</p> <p>3 指定書又は認定書を紛失し、若しくは滅失し、又は破損した場合は、これらの事実を証明するにたりる書類若しくは破損した指定書又は認定書を添え、指定書、認定書再交付申請書(様式第5号)を教育委員会に提出しなければならない。</p>
<p>(指定の解除)</p> <p>第4条 条例第4条により指定文化財の指定を解除したときは、教育委員会は前橋市指定文化財解除通知書を所有者等又は保持者に交付するものとする。</p>	<p>(指定の解除)</p> <p>第4条 条例第4条により指定文化財の指定を解除したときは、教育委員会は前橋市指定文化財解除通知書(様式第6号)を所有者等又は保持者に交付するものとする。</p>
<p>(所有者等の変更の届出)</p> <p>第5条 条例第3条による指定文化財(以下「指定文化財」という。)の所有者等の変更をしたときは、所有者等変更届を教育委員会に提出するものとする。</p> <p>2 指定文化財の所有者等又は保持者がその住所若しくは氏名を変更したときは、住所(氏名)変更届を教育委員会に提出するものとする。</p> <p>3 指定文化財の所在の場所を変更しようとするときは、所有者等はあらかじめ所在変更届を教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>4 指定文化財の全部又は一部が滅失し、若しく</p>	<p>(所有者等の変更の届出)</p> <p>第5条 条例第3条による指定文化財(以下「指定文化財」という。)の所有者等の変更をしたときは、所有者等変更届(様式第7号)を教育委員会に提出するものとする。</p> <p>2 指定文化財の所有者等又は保持者がその住所若しくは氏名を変更したときは、住所(氏名)変更届(様式第8号)を教育委員会に提出するものとする。</p> <p>3 指定文化財の所在の場所を変更しようとするときは、所有者等はあらかじめ所在変更届(様式第9号)を教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>4 指定文化財の全部又は一部が滅失し、若しく</p>

は毀損し、又は亡失したときは、所有者等は滅失(毀損、亡失)届を教育委員会に提出するものとする。

(現状変更)

第6条 指定文化財の現状変更をしようとするときは、所有者等はあらかじめ現状変更申請書を教育委員会に提出し、その承認を得なければならない。

2 省略

(標識等の設置)

第7条 指定文化財の標識及び説明板は、教育委員会又は所有者等が設置するものとする。

(修理の届出)

第8条 指定文化財を修理しようとするときは、所有者等はあらかじめ修理届を教育委員会に提出するものとする。

(書類の様式)

第9条 次に掲げる書類の様式は、教育長が別に定める。

- (1) 指定同意書
- (2) 指定申請書
- (3) 前橋市文化財指定書
- (4) 前橋市文化財保持者認定書
- (5) 認定書再交付申請書
- (6) 前橋市指定文化財解除通知書
- (7) 所有者等変更届
- (8) 住所(氏名)変更届
- (9) 所在変更届
- (10) 滅失(毀損、亡失)届
- (11) 現状変更申請書
- (12) 標識・説明板
- (13) 修理届

はき損し、又は亡失したときは、所有者等は滅失(き損、亡失)届(様式第10号)を教育委員会に提出するものとする。

(現状変更)

第6条 指定文化財の現状変更をしようとするときは、所有者等はあらかじめ現状変更申請書(様式第11号)を教育委員会に提出し、その承認を得なければならない。

2 省略

(標識等の設置)

第7条 指定文化財の標識及び説明板(様式第12号)は、教育委員会又は所有者等が設置するものとする。

(修理の届出)

第8条 指定文化財を修理しようとするときは、所有者等はあらかじめ修理届(様式第13号)を教育委員会に提出するものとする。

報告第2号

職員の人事異動（課長級以上）の臨時代理について

令和3年4月1日付け職員の人事異動（課長級以上）については、特に緊急を要し、教育委員会を招集する時間的余裕がないため、前橋市教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和52年前橋市教育委員会規則第11号）第5条第1項の規定により、下記のとおり臨時代理したので、同条第2項の規定に基づき、報告し、承認を求める。

令和3年4月14日提出

前橋市教育委員会
教育長 吉川 真由美

記

所 属	区 分	職	氏 名	転 出 入 先		備 考
				所 属	職	
事 務 局	転入者	教育次長	藤井 一幸	前橋工科大学事務局	参 事	異動昇任
	転出者	教育次長	高橋 宏幸	総 務 部	部 長	
事 務 局	転入者	指導担当次長	都所 幸直	学 校 教 育 課	課 長	昇 任
	転出者	指導担当次長	山中 茂樹	若 宮 小 学 校	校 長	割愛退職
文 化 財 保 護	転入者	課 長	上野 克巳	文 化 財 保 護 課	副 参 事	昇 任
	転出者	参 事	田中 隆夫	—	—	定年退職
学 校 教 育 課	転入者	課 長	相原 吉次	木 瀬 中 学 校	校 長	割愛採用
	転出者	課 長	都所 幸直	事 務 局	指導担当次長	異動昇任
前橋高等学校	転入者	事務長	高橋 之彦	(議) 総務課	課 長	
	転出者	事務長	鵜野 明広	農業委員会事務局	参 事	異動昇任
生 涯 学 習 課	転入者	課 長	関口 知子	市 政 発 信 課	課 長	
	転出者	課 長	若島 敦子	図 書 館	館 長	
総合教育プラザ	転入者	館 長	金井 幸光	粕 川 中 学 校	校 長	割愛採用
	転出者	館 長	板橋 均	宮 城 中 学 校	校 長	割愛退職
図 書 館	転入者	館 長	若島 敦子	生 涯 学 習 課	課 長	
	転出者	館 長	伊井 直文	ス ポ ー ツ 課	課 長	

教育委員会5月行事予定表

日	曜	行 事 名	時 間	場 所	担当課
1	土	前橋市高校生学習室オープン	11:00~21:00	アケル前橋2階	生涯学習課
2	日				
3	月	憲法記念日			
		こどもの日フェスティバル おはなし会	11:00~12:00	こども図書館	図書館
4	火	みどりの日			
		こどもの日フェスティバル おはなし会	11:00~12:00	こども図書館	図書館
5	水	こどもの日			
		こども図書館員	10:00~12:00 14:00~16:00	こども図書館	図書館
		こどもの日フェスティバル 紙芝居ライブ	11:00~12:00	こども図書館	図書館
6	木				
7	金				
8	土				
9	日				
10	月				
11	火				
12	水	市P連広報研修会	10:00~11:30	総合福祉会館	学校教育課
13	木				
14	金				
15	土				
16	日				
17	月	教育委員会5月定例会	14:00~15:00	11階北会議室	総務課
18	火				
19	水				
20	木				
21	金				
22	土				
23	日				
24	月				
25	火				
26	水				
27	木				
28	金	市P連定期総会・懇親会	16:00~20:00	前橋テルサ	学校教育課
29	土				
30	日				
31	月				

教育委員会6月行事予定表

日	曜	行 事 名	時 間	場 所	担当課
1	火	前橋市学校交通安全連絡協議会総会	15:45～16:45	総合福祉会館	学校教育課
2	水				
3	木				
4	金	市P連青バト講習会	18:30～19:30	総合福祉会館	学校教育課
5	土				
6	日				
7	月				
8	火				
9	水				
10	木				
11	金				
12	土				
13	日				
14	月	教育委員会6月定例会	14:00～15:00	11階北会議室	総務課
15	火				
16	水				
17	木	総括質問1日目		議場	
18	金	総括質問2日目		議場	
19	土				
20	日				
21	月	総括質問3日目		議場	
22	火				
23	水	市P連第1回会長会議	18:30～20:30	第3コミュセン	学校教育課
24	木				
25	金				
26	土				
27	日				
28	月				
29	火				
30	水	第1回児童文化センター運営委員会	15:00～17:00	児童文化センター	青少年課

令和3年度学校施設の工事概要について

教育施設課

- 資料1 上川淵小学校校舎大規模改造工事（第二期）の概要について
- 資料2 下川淵小学校校舎大規模改造工事（第三期）の概要について
- 資料3 芳賀小学校校舎大規模改造工事（第三期）の概要について
- 資料4 岩神小学校南校舎大規模改造工事の概要について
- 資料5 勝山小学校南校舎大規模改造工事の概要について

教育施設課

1 上川淵小学校校舎大規模改造工事（第二期）の概要について

1 基本方針

経年により劣化した内外装の改修、老朽化した設備機器、サッシ交換などの工事を実施し、教育環境の改善と施設の長寿命化を図ります。

2 工事概要

校舎改造：既存鉄筋コンクリート造3階建 東校舎（管理・特別教室棟）

改修部分床面積 1,735㎡

内外装改修、設備機器、サッシ交換工事など

- ・1階所要室：校長室、保健室、用務技士室、玄関、廊下
- ・2階所要室：理科室、図工室、図書室、廊下
- ・3階所要室：家庭科室、音楽室、コンピューター室、廊下

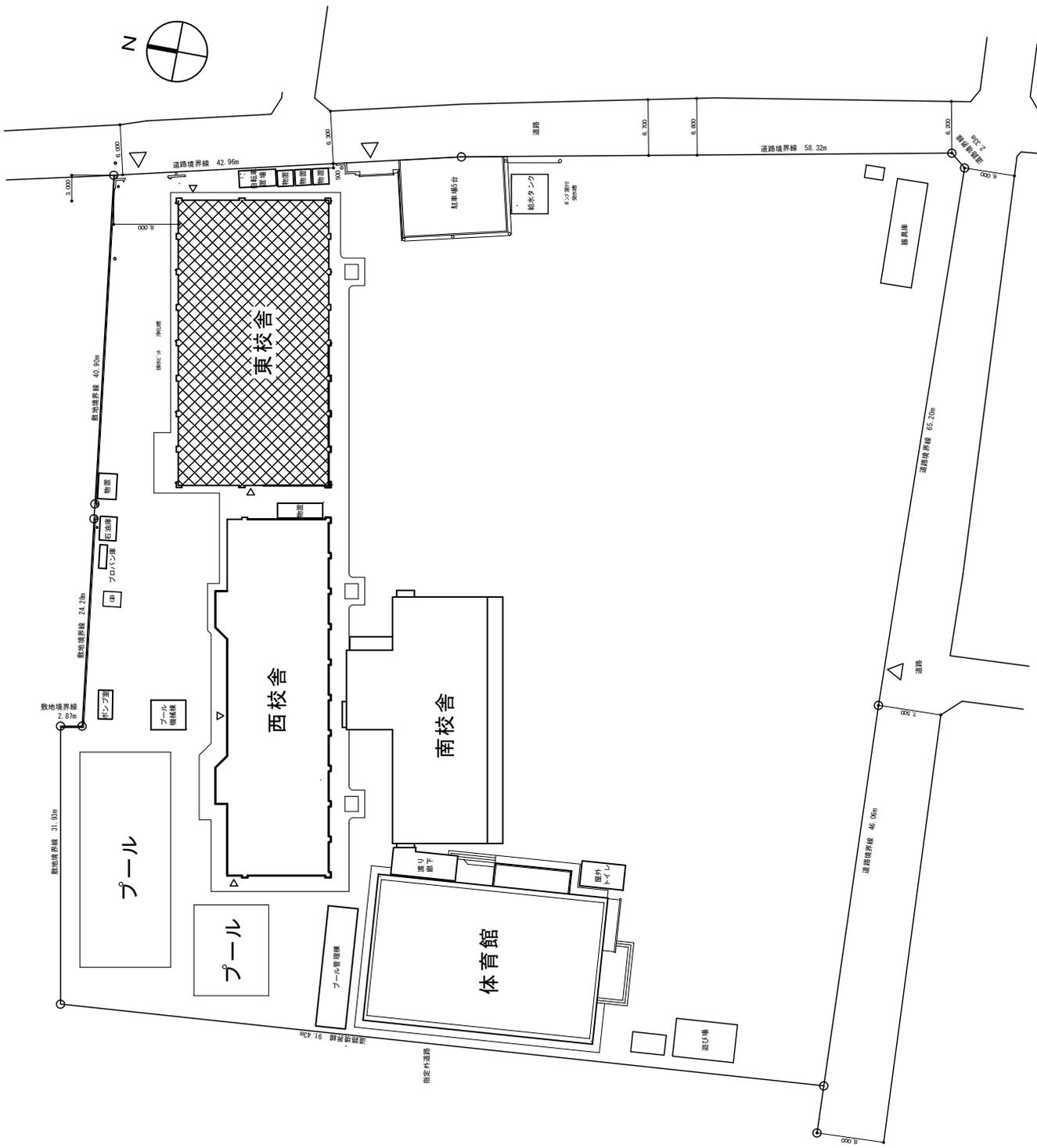
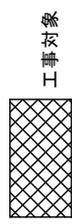
3 事業経緯

平成28年度 実施設計

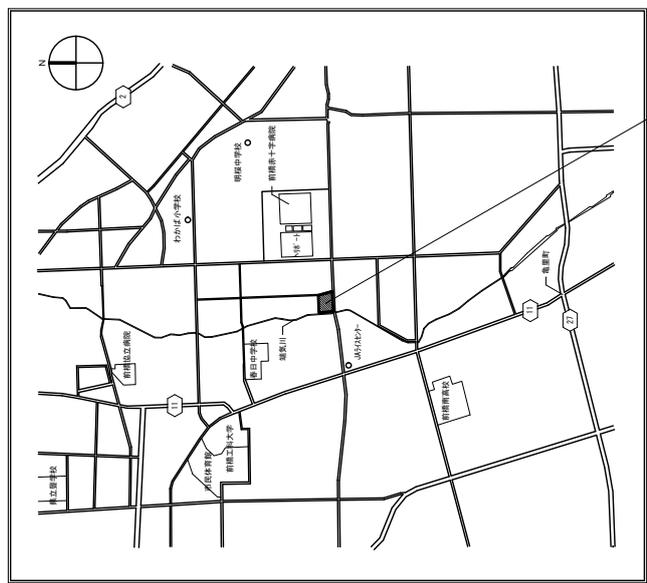
平成29年度 大規模改造工事（第一期）西校舎及び東校舎の一部施工（完了）

令和3年度 大規模改造工事（第二期）東校舎施工

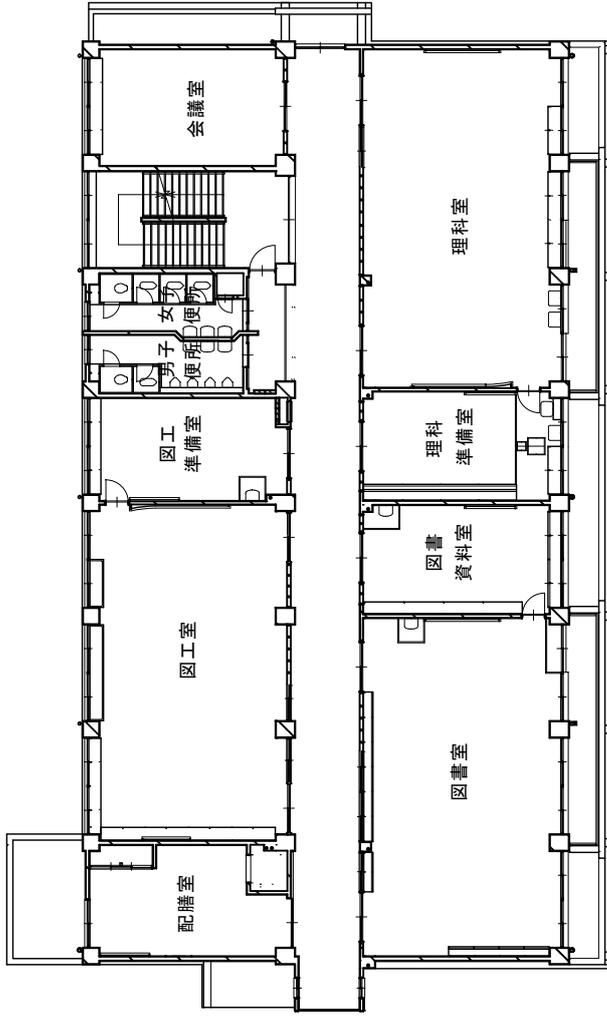
上川淵小学校校舎大規模改造工事（第二期）



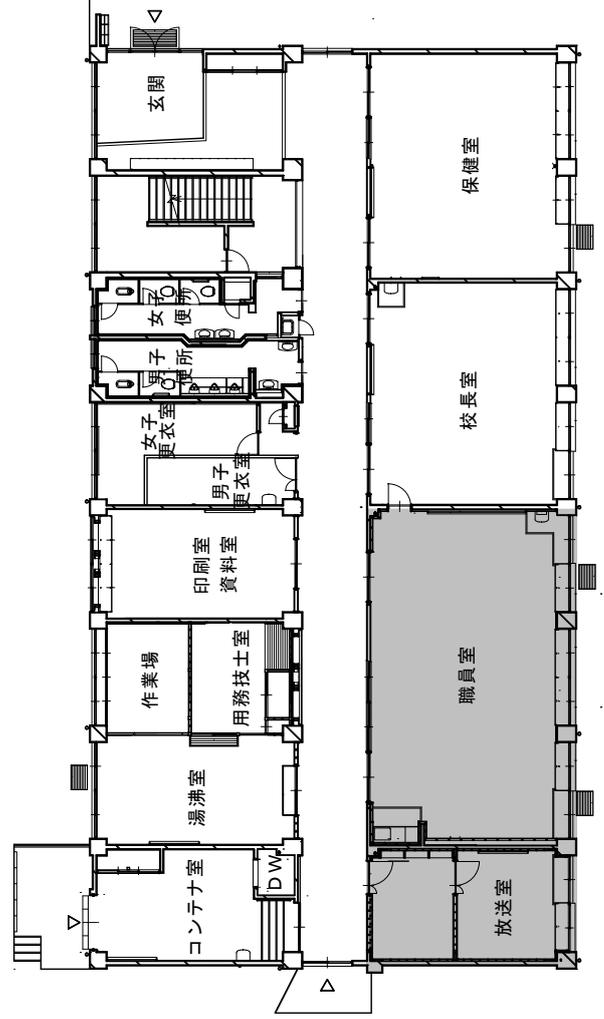
配置図



案内図

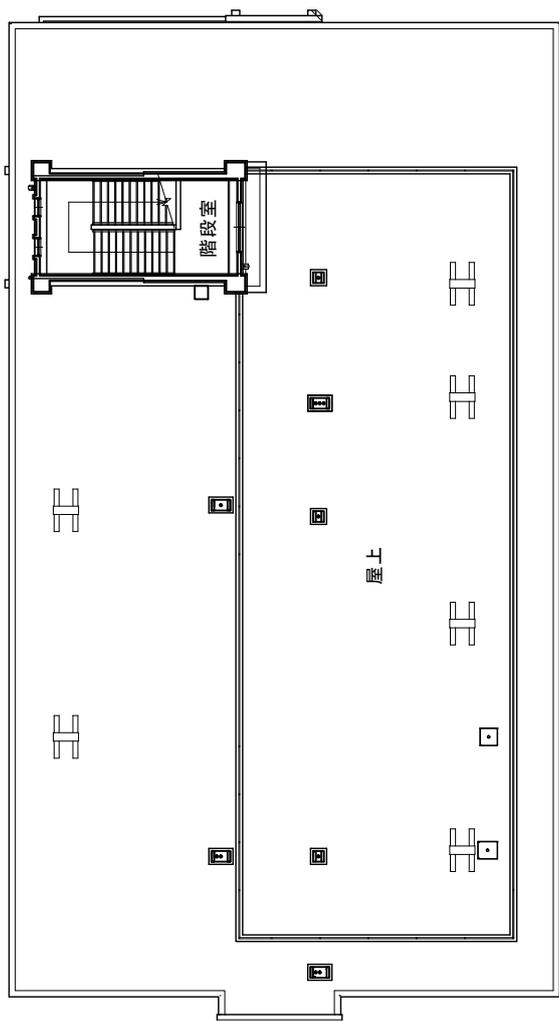


2階平面図

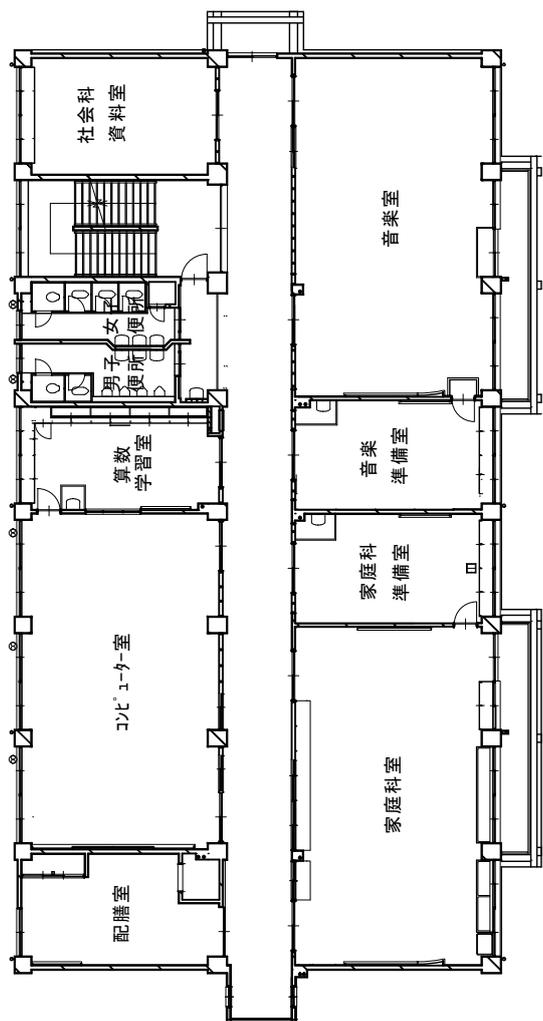


1階平面図

改修済み



R階平面図



3階平面図

教育施設課

2 下川淵小学校校舎大規模改造工事（第三期）の概要について

1 基本方針

経年により劣化した内外装の改修、老朽化した設備機器、ガラス交換などの工事を実施し、教育環境の改善と施設の長寿命化を図ります。

2 工事概要

校舎改造：既存鉄筋コンクリート造3階建 西校舎（普通・管理・特別教室棟）、
改修部分床面積2,187㎡

内外装改修、設備機器、ガラス交換工事など

- ・1階所要室：普通教室（3）、保健室、図書室、昇降口、廊下
- ・2階所要室：普通教室（4）、コンピューター室、放送室、廊下
- ・3階所要室：普通教室（3）、学習室（2）、廊下

3 事業経緯

平成26年度 実施設計

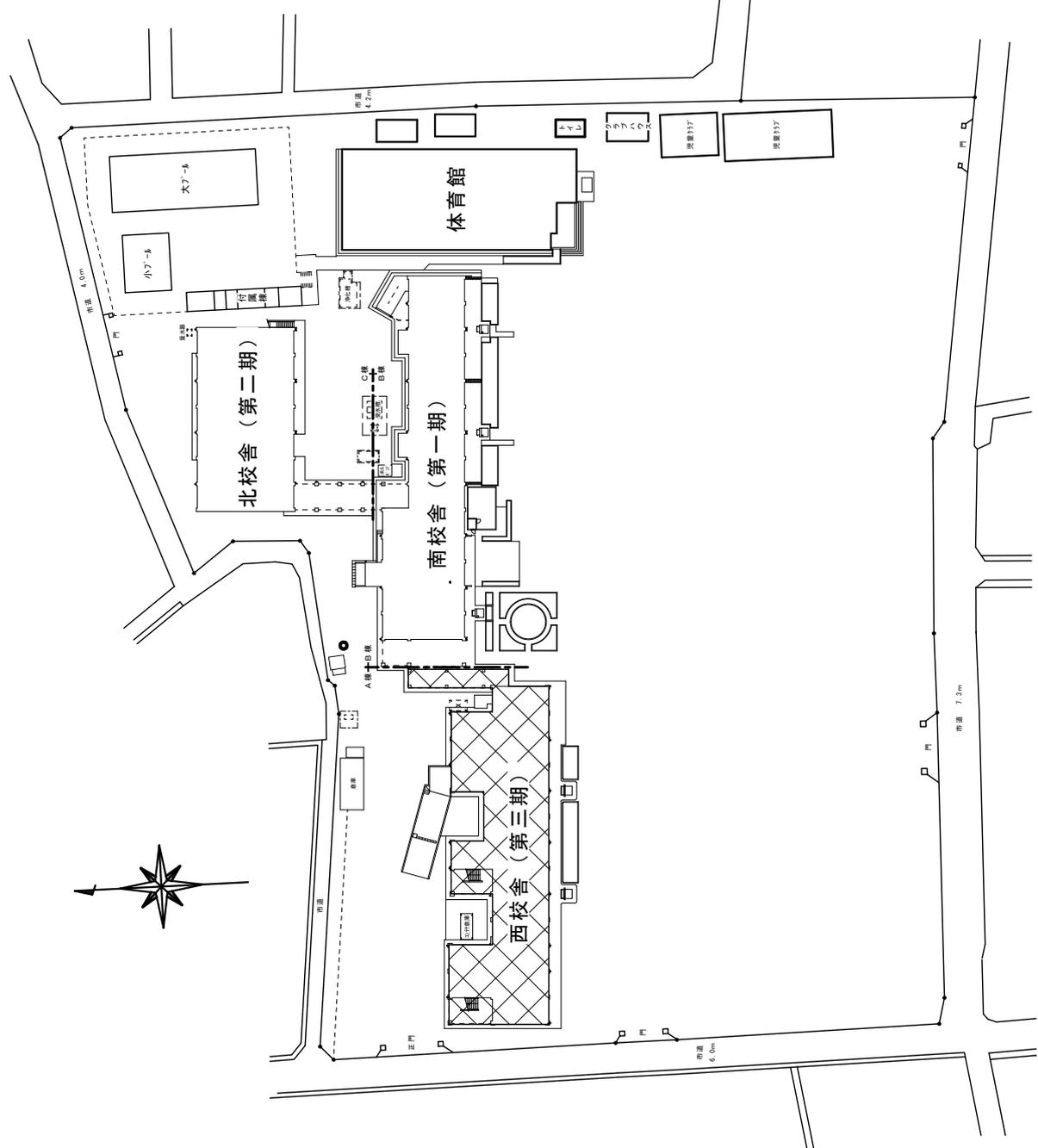
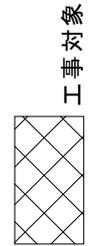
平成28年度 大規模改造工事（第一期）南校舎施工（完了）

平成29年度 大規模改造工事（第二期）北校舎施工（完了）

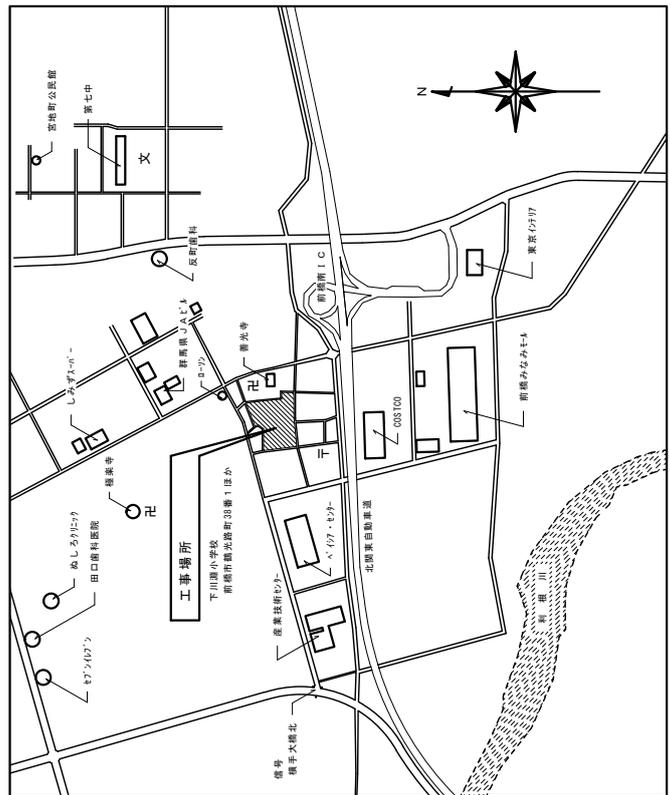
令和3年度 大規模改造工事（第三期）西校舎施工

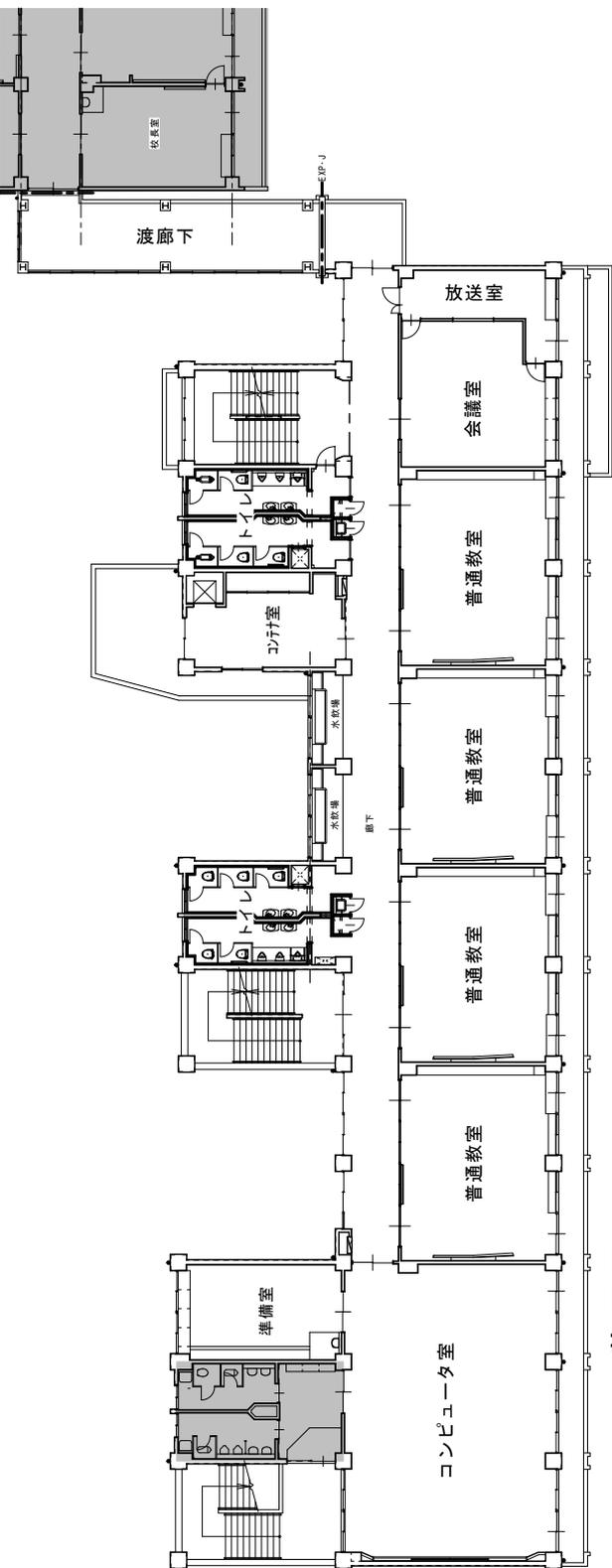
下川淵小学校校舎大規模改造工事（第三期）

配置図

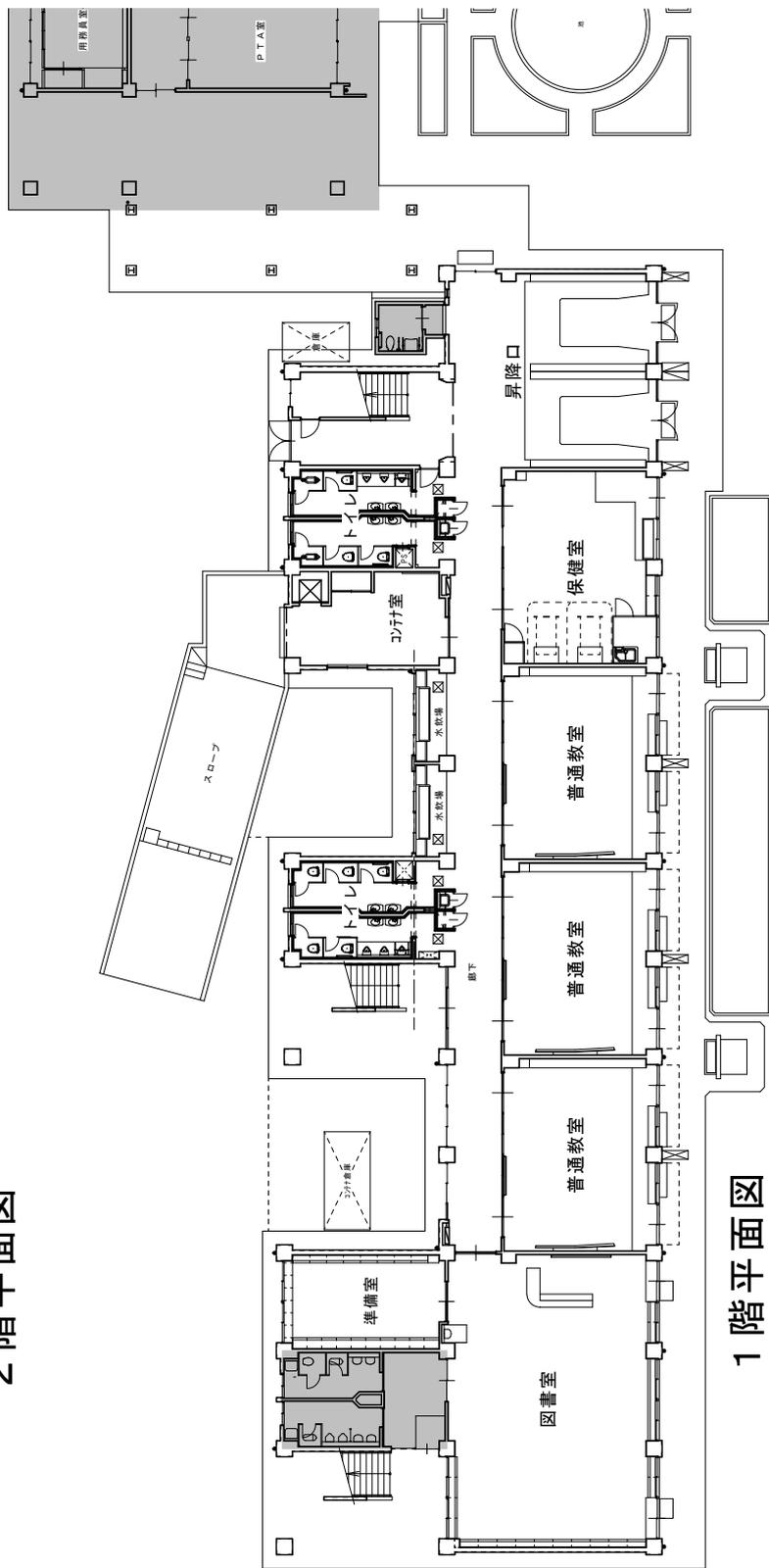


案内図



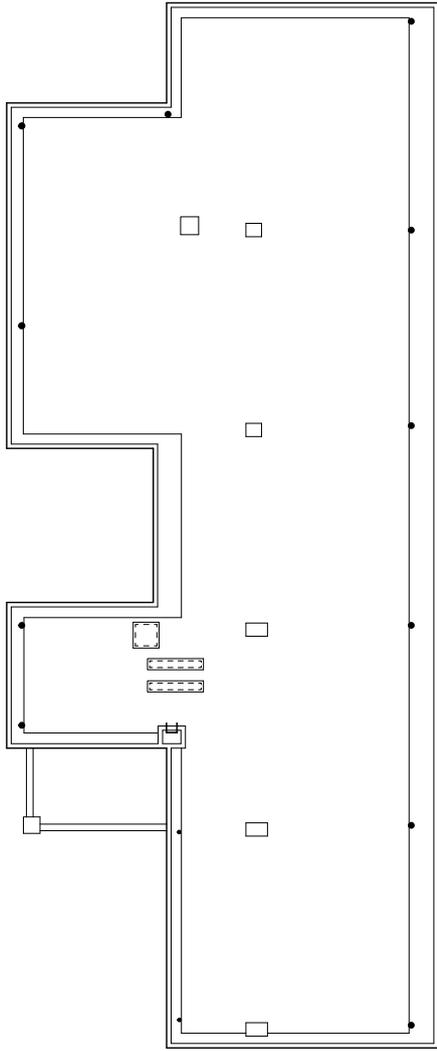


2階平面図

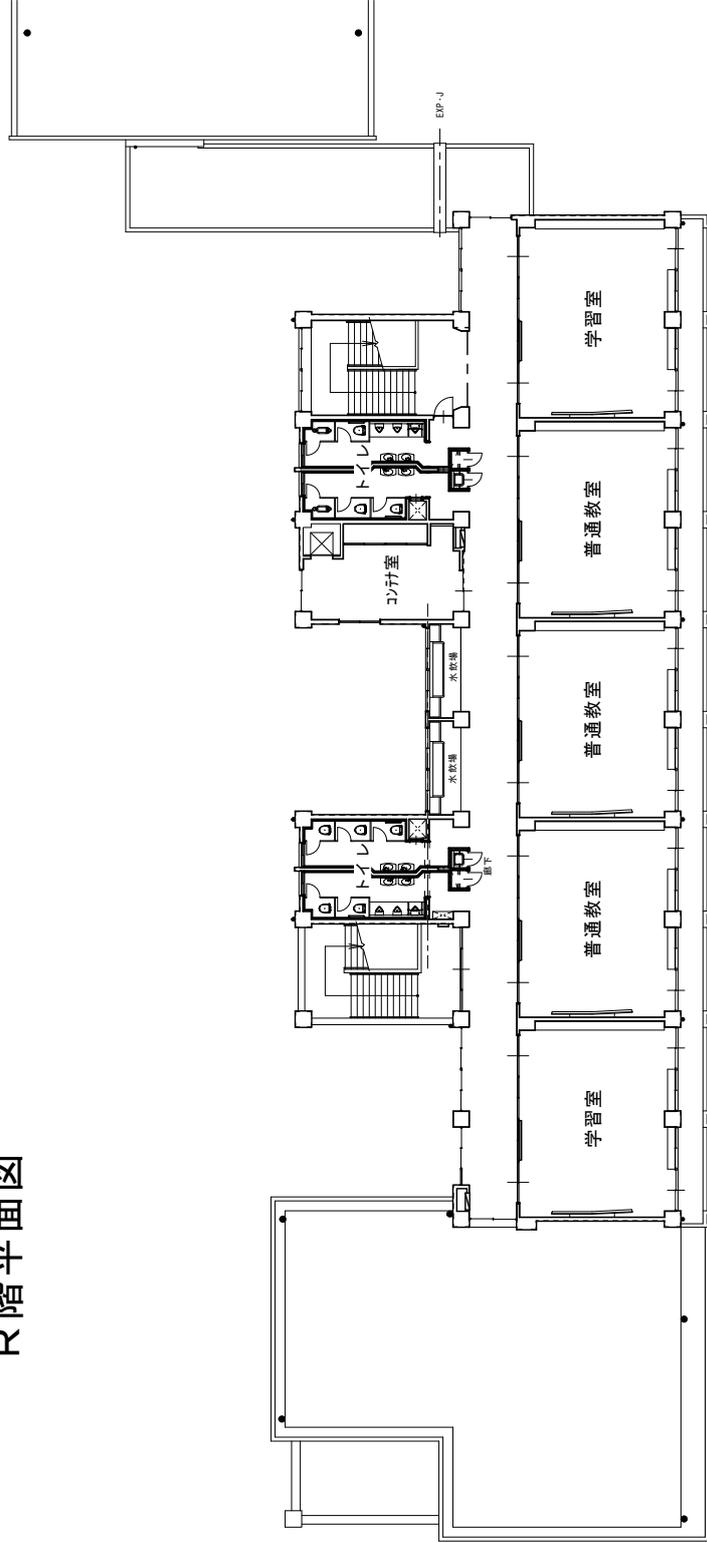


1階平面図

改修済み



R階平面図



3階平面図



改修済み

下川淵小学校校舎大規模改造工事（第三期）

教育施設課

3 芳賀小学校校舎大規模改造工事（第三期）の概要について

1 基本方針

経年により劣化した内外装の改修、老朽化した設備機器、サッシ交換などの工事を実施し、教育環境の改善と施設の長寿命化を図ります。

2 工事概要

校舎改造：既存鉄筋コンクリート造3階建 北東校舎（普通・特別教室棟）、
改修部分床面積2,246㎡

内外装改修、設備機器、サッシ交換工事など

- ・1階所要室：理科室、用務技士室、児童クラブ、廊下
- ・2階所要室：普通教室（3）、コンピューター室、資料室、廊下
- ・3階所要室：普通教室（3）、第二音楽室、図工室、廊下

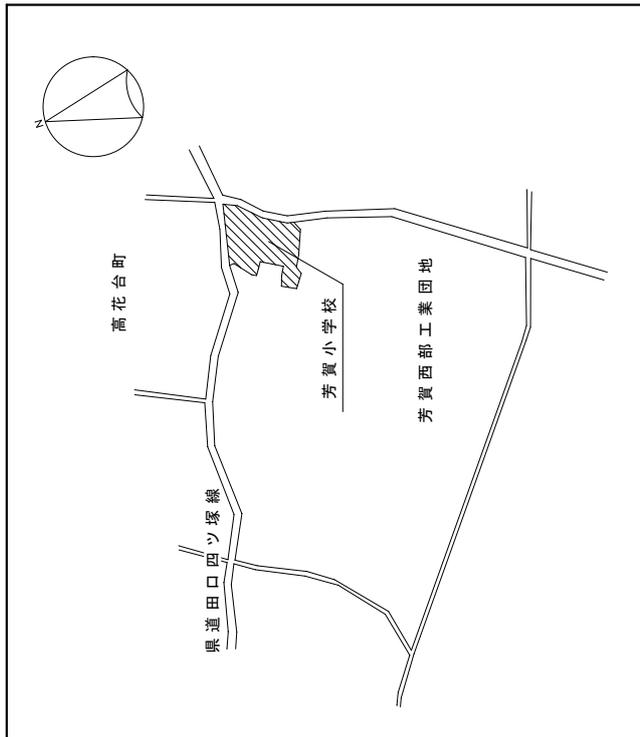
3 事業経緯

平成26年度 実施設計

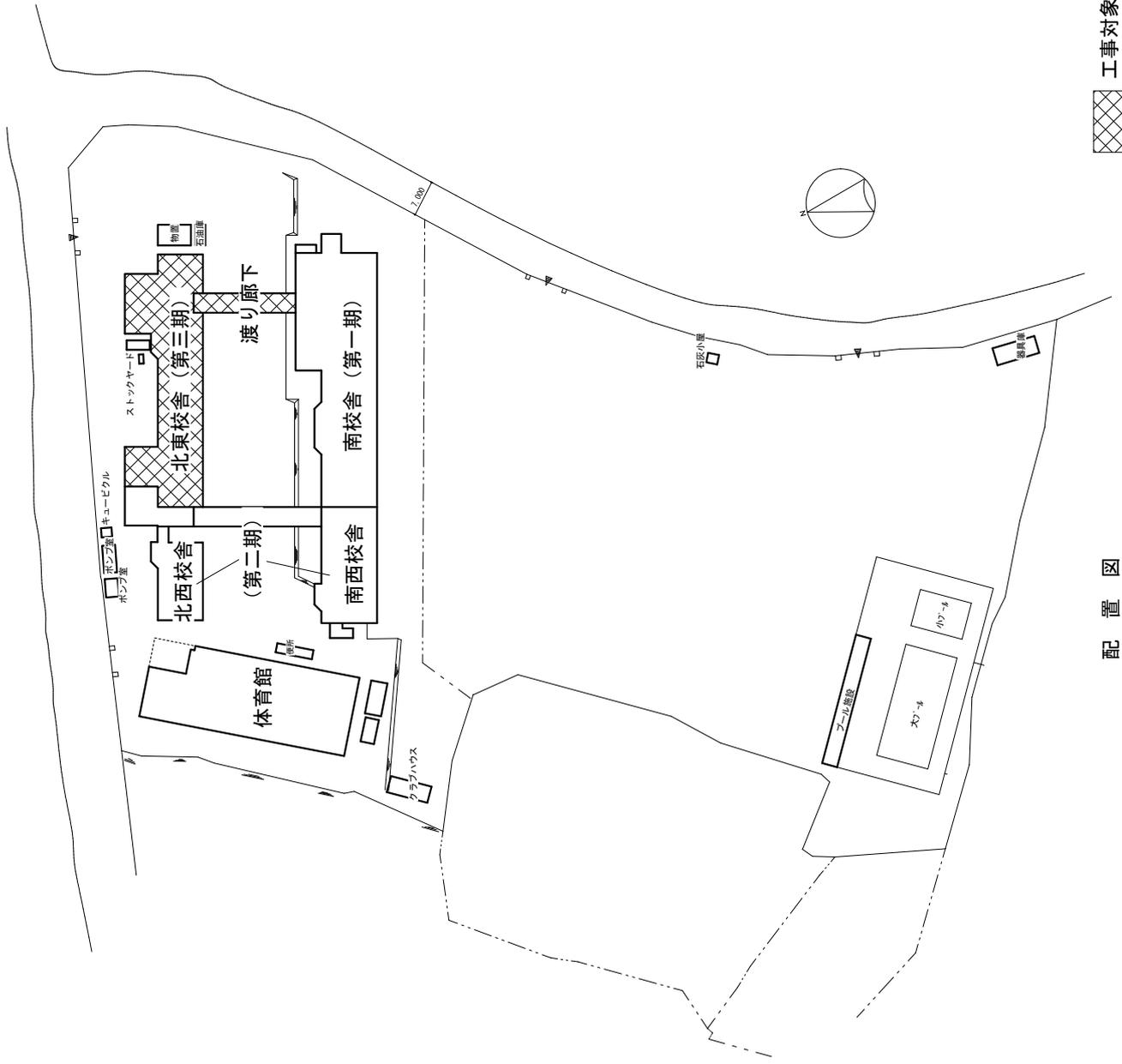
平成28年度 大規模改造工事（第一期）南校舎施工（完了）

平成29年度 大規模改造工事（第二期）北西校舎、南西校舎施工（完了）

令和3年度 大規模改造工事（第三期）北東校舎施工

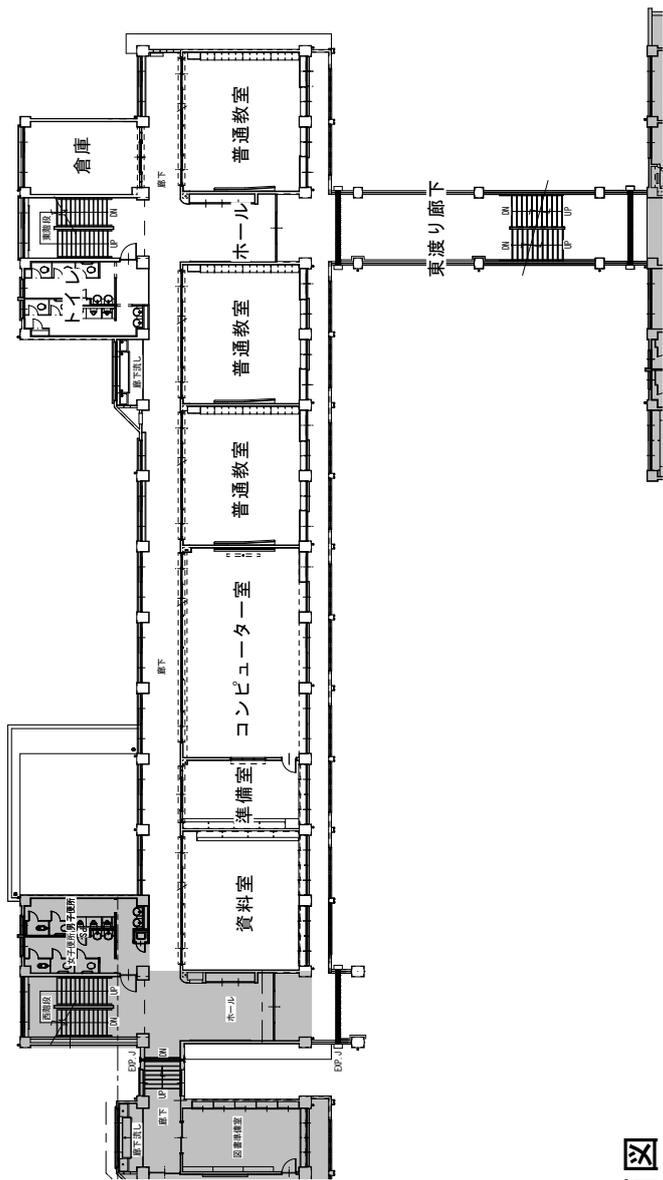


案内図

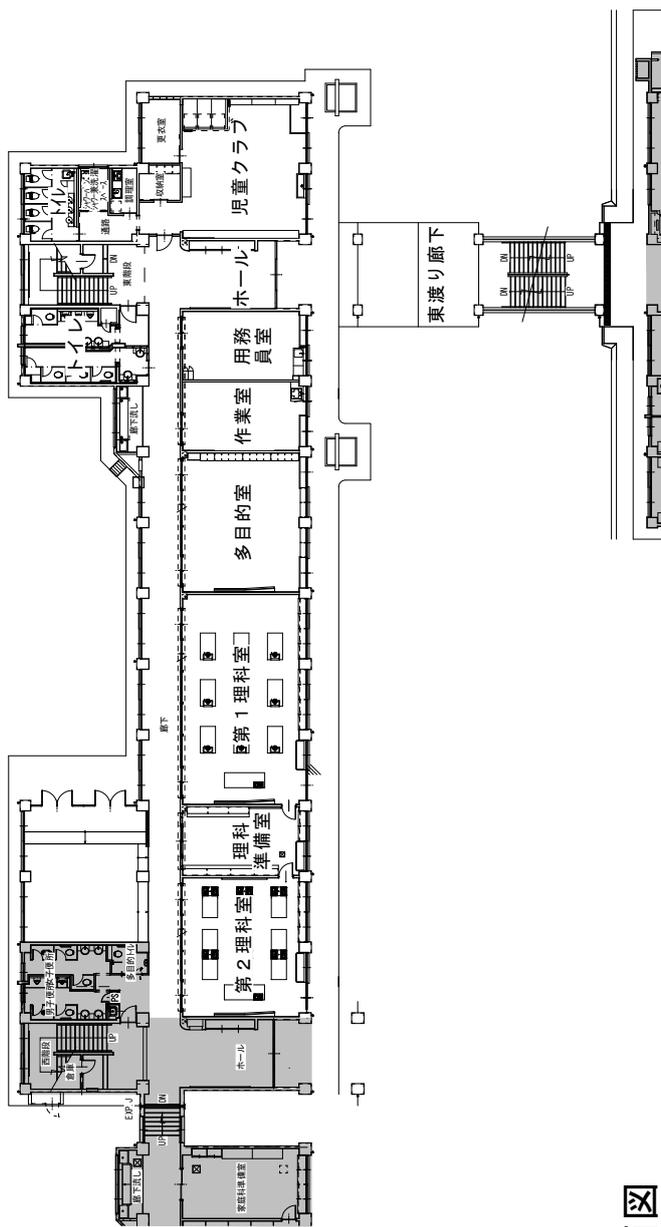


配置図

芳賀小学校校舎大規模改造工事 (第三期)



2階平面図

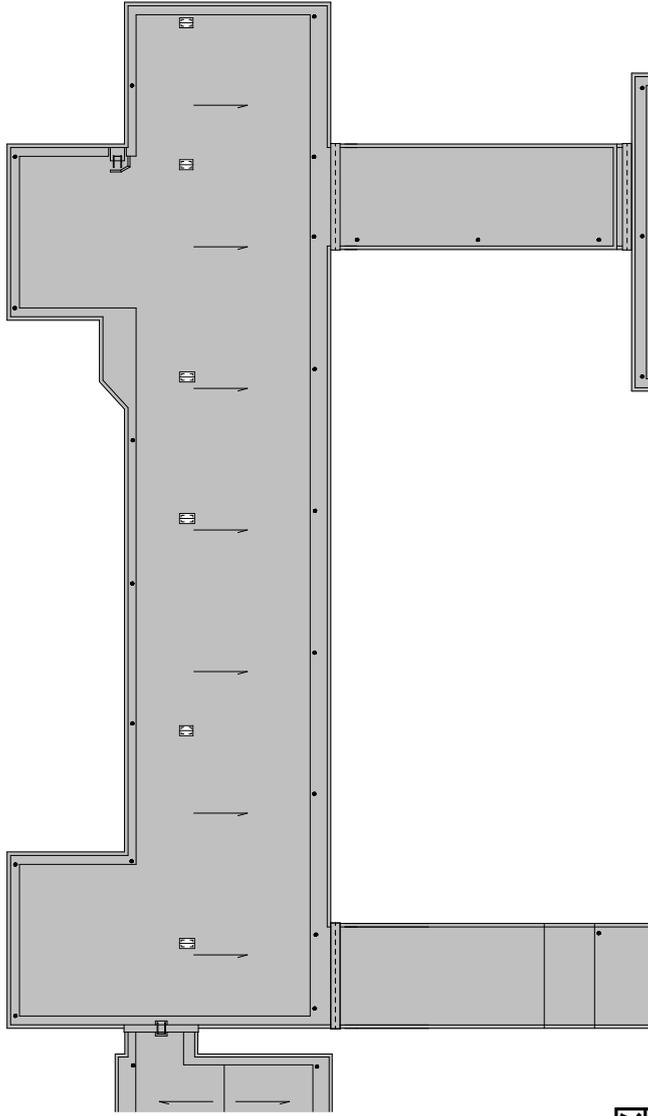


1階平面図

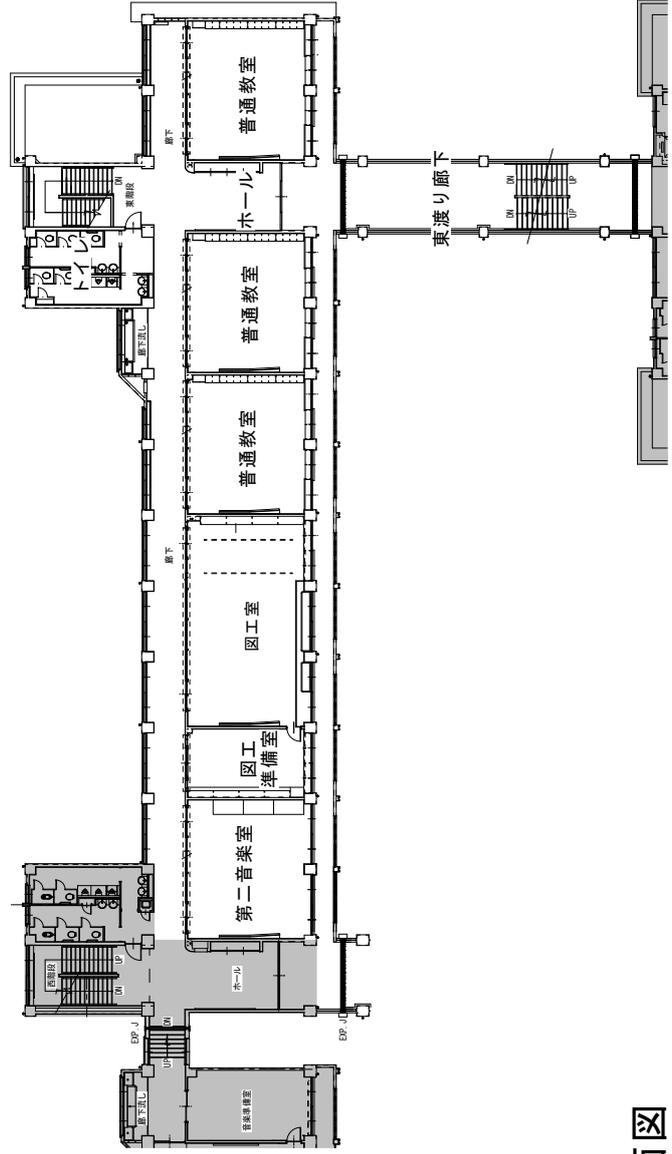
改修済み



芳賀小学校校舎大規模改造工事（第三期）



R階平面図



改修済み



3階平面図

芳賀小学校校舎大規模改造工事（第三期）

4 岩神小学校南校舎大規模改造工事の概要について

1 基本方針

経年により劣化した内外装の改修、老朽化した設備機器、サッシ交換などの工事を実施し、教育環境の改善と施設の長寿命化を図ります。

2 工事概要

校舎改造：既存鉄筋コンクリート造3階建 南校舎（普通・管理教室棟）、
改修部分床面積3,267㎡

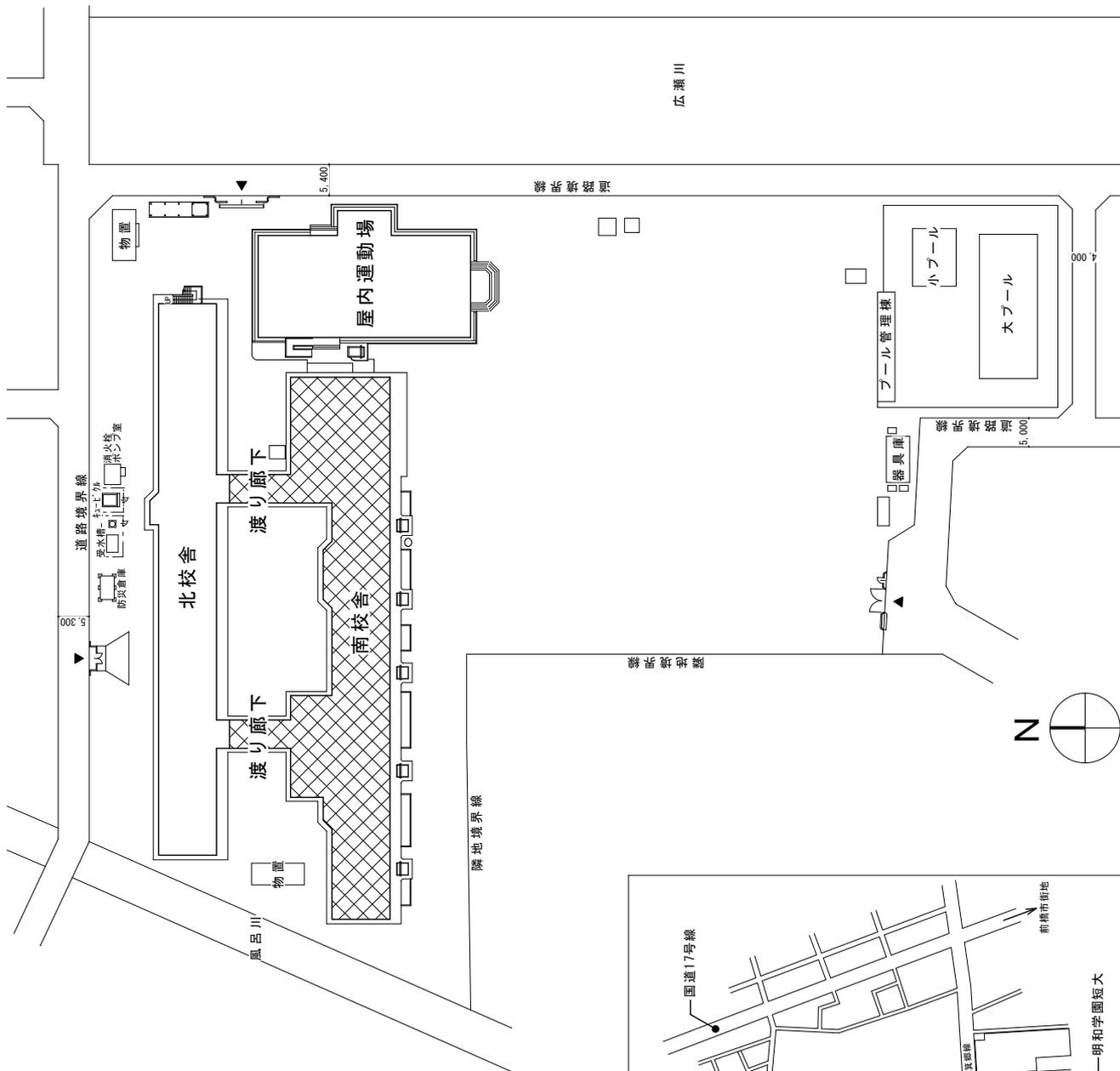
内外装改修、設備機器、サッシ交換工事など

- ・1階所要室：普通教室（6）、保健室、図書室、昇降口、廊下
- ・2階所要室：普通教室（5）、職員室、校長室、放送室、廊下
- ・3階所要室：普通教室（6）、学習室（1）、コンピューター室、廊下

3 事業経緯

令和2年度 実施設計

令和3年度 大規模改造工事南校舎施工

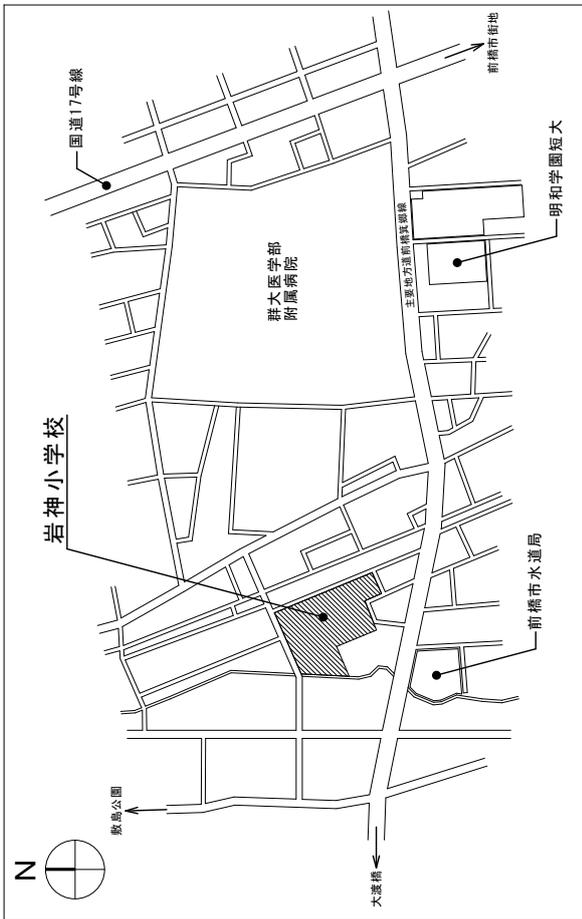


工事対象

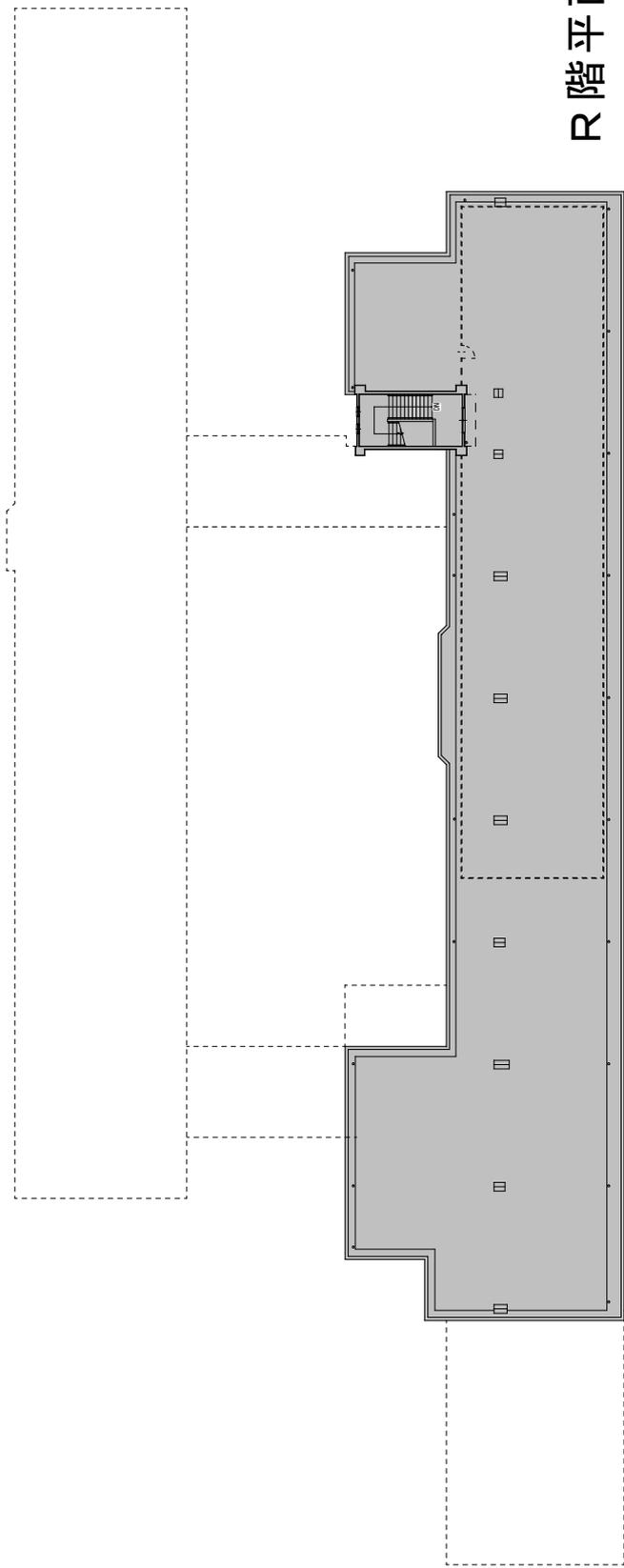


配置図

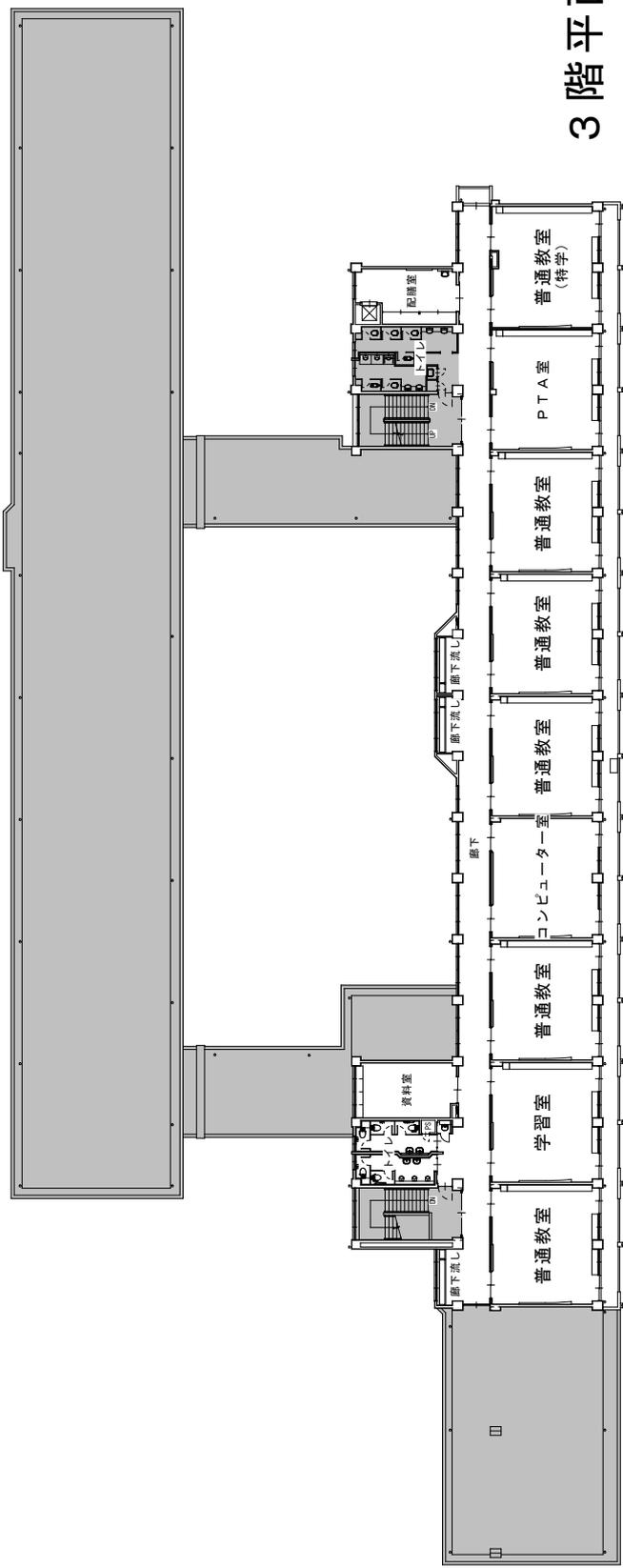
岩神小学校南校舎大規模改造工事



案内図



R階平面図



3階平面図

工事対象外

岩神小学校南校舎大規模改造工事

教育施設課

5 勝山小学校南校舎大規模改造工事の概要について

1 基本方針

経年により劣化した内外装の改修、老朽化した設備機器、サッシ交換などの工事を実施し、教育環境の改善と施設の長寿命化を図ります。

2 工事概要

校舎改造：既存鉄筋コンクリート造3階建 南校舎（普通教室棟）、
改修部分床面積2,623㎡

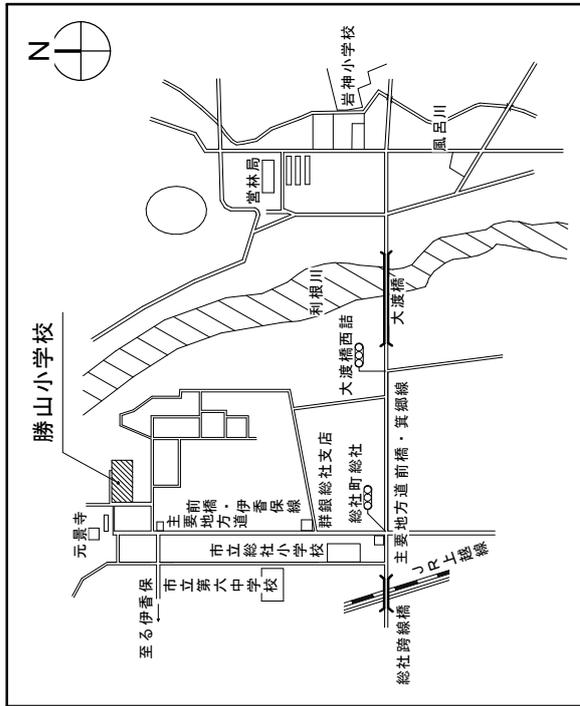
内外装改修、設備機器、サッシ交換工事など

- ・1階所要室：普通教室（6）、廊下
- ・2階所要室：普通教室（6）、廊下
- ・3階所要室：普通教室（6）、廊下

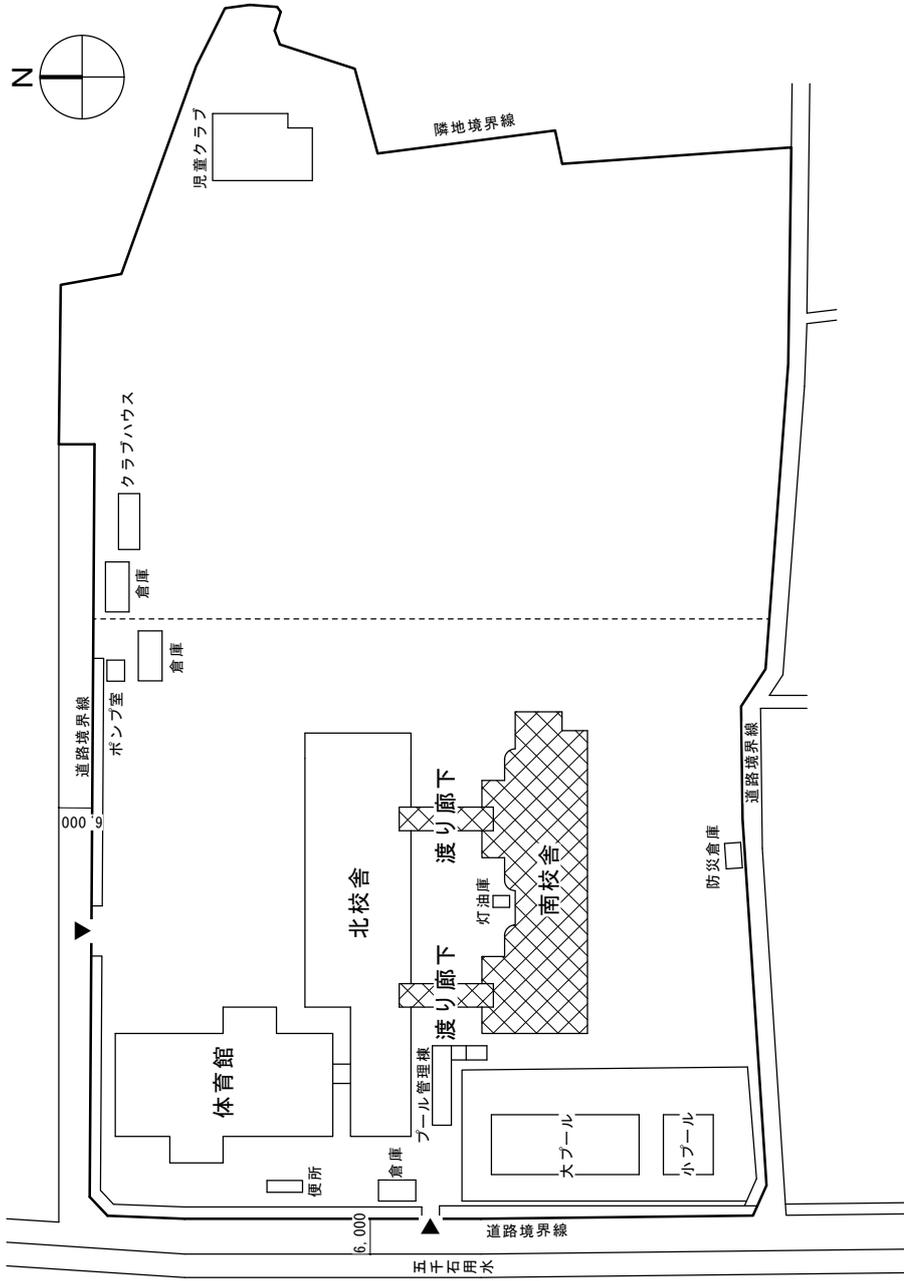
3 事業経緯

令和2年度 実施設計

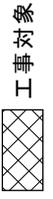
令和3年度 大規模改造工事南校舎施工



案内図

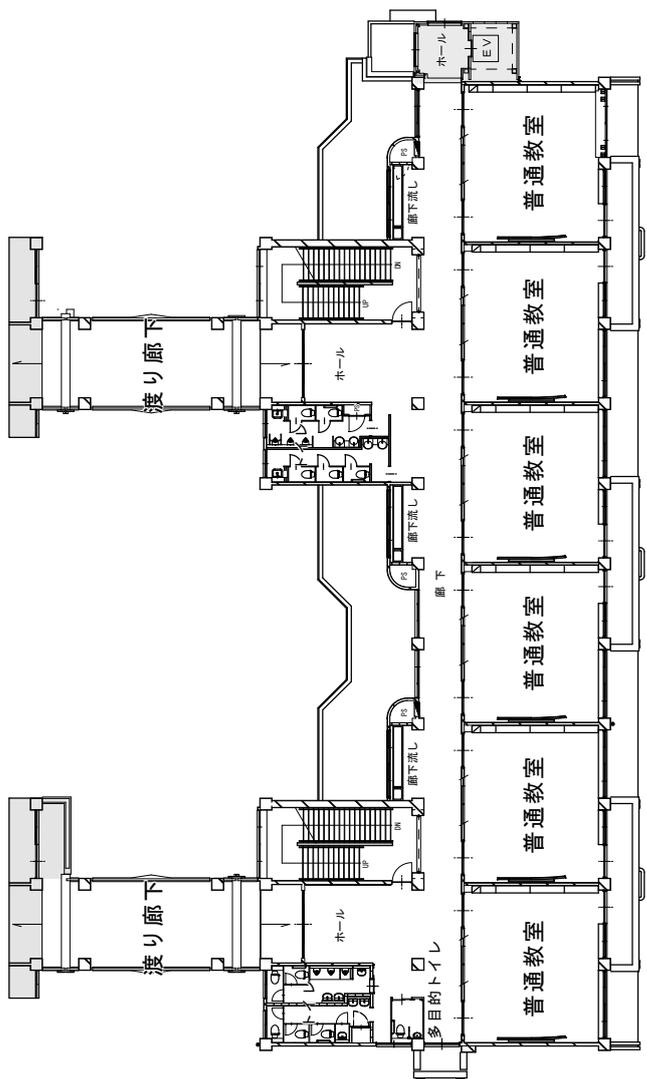


配置図

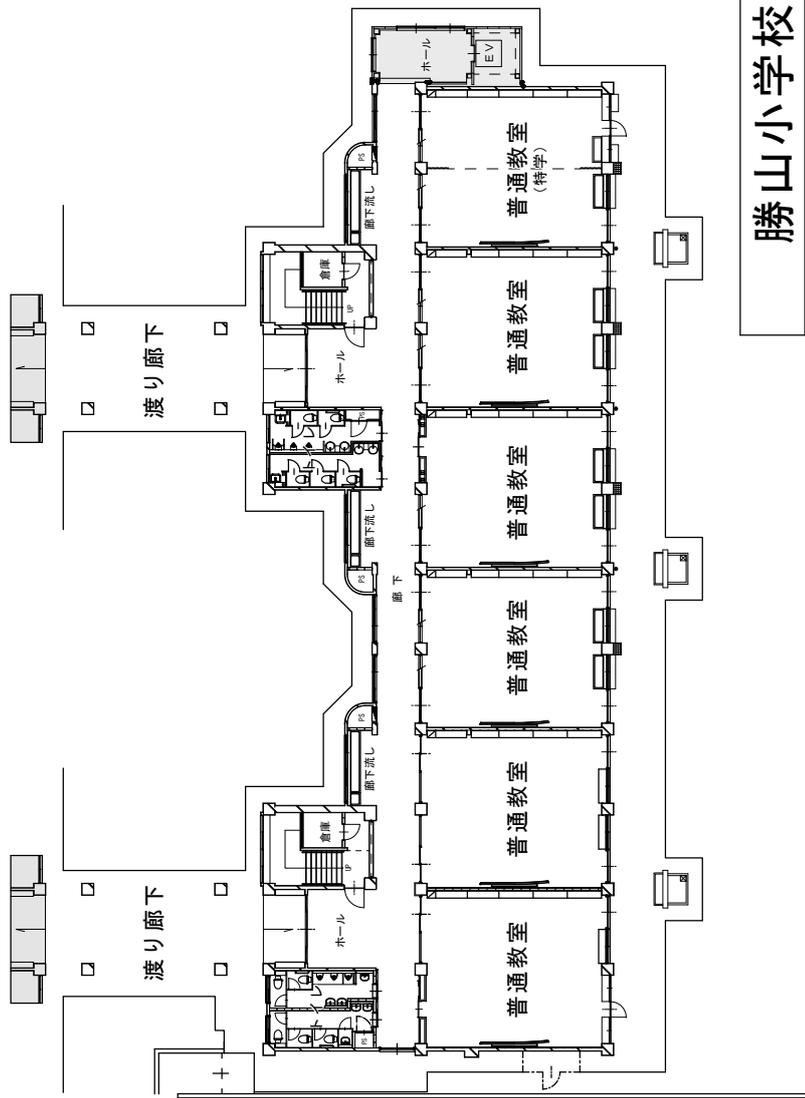


工事対象

勝山小学校南校舎大規模改造工事



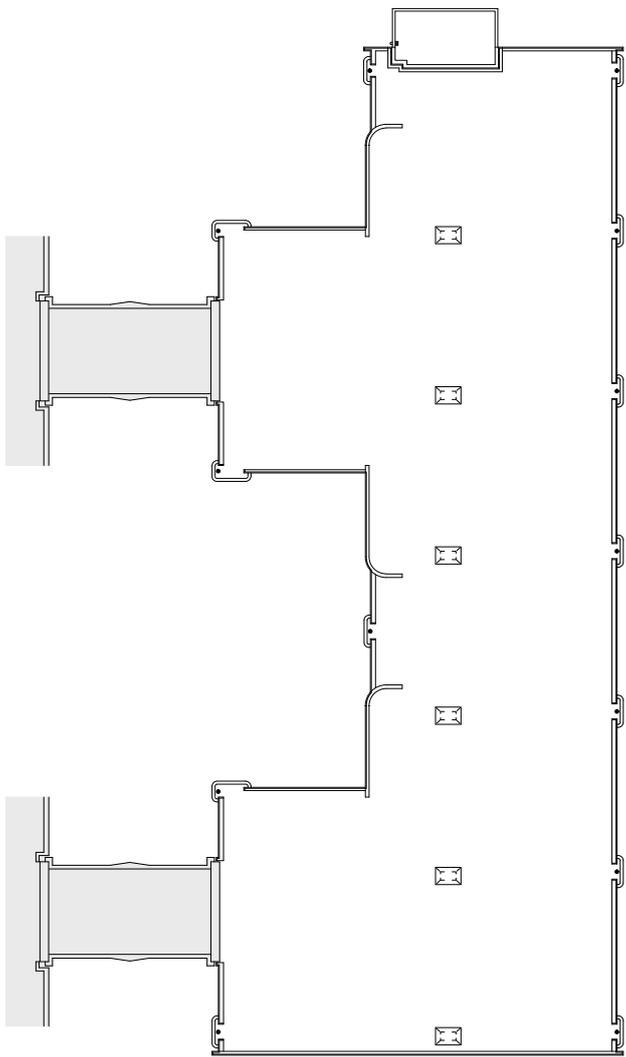
2階平面図



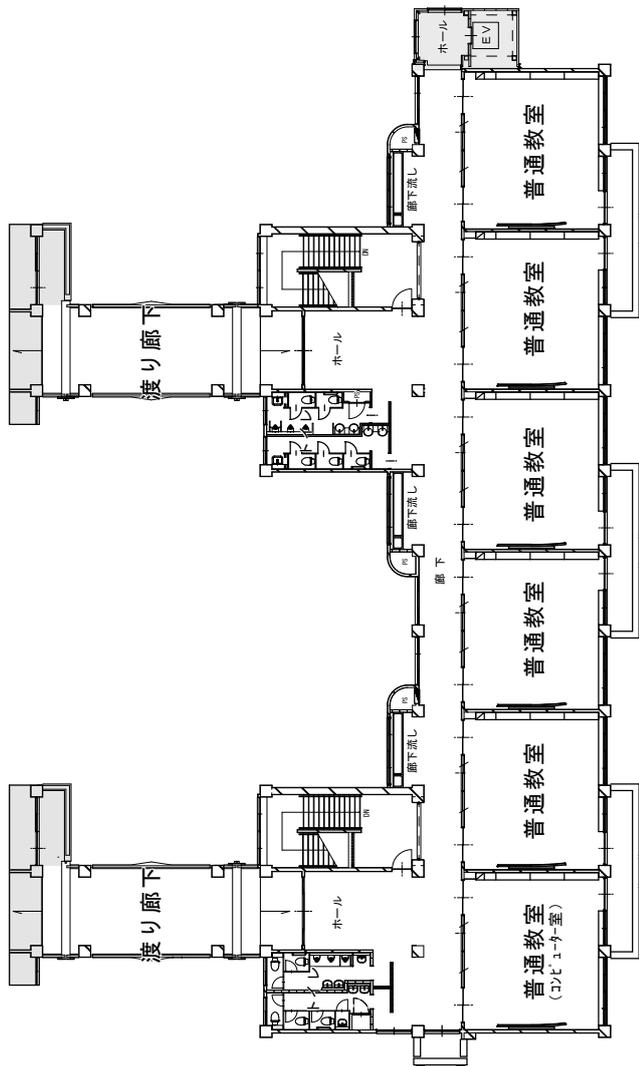
1階平面図

工事対象外

勝山小学校南校舎大規模改造工事



R階平面図



3階平面図

工事対象外

勝山小学校南校舎大規模改造工事

令和2年度 市立前橋高等学校卒業生進路状況

進路別人数(過去10年間の実人数)

年度	進路		専修・各種		就職	その他	合計
	大学	短大	短大	専修・各種			
令和2年度	154	18	45	8	8	8	233
令和元年度	149	25	46	6	5	5	231
平成30年度	124	17	68	11	13	13	233
平成29年度	154	16	43	2	17	17	232
平成28年度	148	21	42	11	9	9	231
平成27年度	156	16	43	9	13	13	237
平成26年度	144	19	64	6	7	7	240
平成25年度	127	20	58	8	21	21	234
平成24年度	134	15	72	2	12	12	235
平成23年度	125	21	50	9	28	28	233

国公立大学合格者人数(過去10年間の実人数)()は過年度卒内数

年度	種別		合計	国立	公立
	種別	種別			
令和2年度	23	8	23	8	15
令和元年度	23(2)	11(2)	23(2)	11(2)	12
平成30年度	21(5)	7(3)	21(5)	7(3)	14(2)
平成29年度	25(2)	8(1)	25(2)	8(1)	17(1)
平成28年度	19(1)	11(1)	19(1)	11(1)	8
平成27年度	16(1)	5	16(1)	5	11(1)
平成26年度	28(3)	7(1)	28(3)	7(1)	21(2)
平成25年度	18(1)	7(1)	18(1)	7(1)	11
平成24年度	15(2)	8(2)	15(2)	8(2)	7
平成23年度	19(5)	7(3)	19(5)	7(3)	12(2)

卒業生の進路状況 男女別・地域別内訳(人数)

	男女別		地域別内訳	
	男	女	県内	県外
国立大	5	3	8	5
公立大	8	7	15	12
私立大	57	74	131	61
小計	70	84	154	76
合計に占める割合	77%	59%	66%	52%
短大	0	18	18	14
専修・各種	11	34	45	41
民間就職	4	1	5	4
公務員	2	1	3	2
進路努力継続中	4	4	8	8
無業・その他	0	0	0	0
合計	91	142	233	145

合格者・内定者のべ人数一覧 ()は過年度卒

1 大学	232 (12)	共立女子大	1	千葉商大	1	群馬高等歯科衛生士学院	4
【国公立大学】	23	国際医療福祉大	2	千葉科学大	1	大原スポーツ公務員専門学校	6
群馬大	3	大東文化大	4	秀明大	1	群馬法科ビジネス専門学校	2
県民健康科学大	1	東海大	5 (2)	麗澤大	1	中央医療歯科専門学校	1
群馬県立女子大	3	帝京大	5	植草学園大	1	前橋医療福祉専門学校	3
前橋工科大	6	千葉工大	2	了徳寺大	1	中央情報大学校	2
高崎経済大	2	神奈川大	1	白鷲大	3	東日本製菓技術専門学校	1
信州大	1	金沢工大	1	足利大	3	東日本フライダル・ホテル・トラベル専門学校	2
弘前大	2	武蔵野大	1	常盤大	1	太田医療技術専門学校	2
秋田大	2	日本獣医生命科学大	1	東日本国際大	1	東日本デザイン&コンピュータ専門学校	5
諏訪東京理大	1	桜美林大	3	敬和学園大	1	高崎歯科衛生専門学校	2
都留文科大	2	文教大	2	新潟医療福祉大	4	高崎ビューティモード専門学校	1
【私立大学】	209 (12)	拓殖大	1	新潟産大	1	高崎動物専門学校	2
高崎健康福祉大	14	明星大	1	新潟青陵大	1	前橋准看護学校	1
共愛前橋国際大	16	立正大	4 (2)	帝京科学大	2	中央動物看護専門学校	1
群馬パース大	10	国士館大	1	山梨学院大	1	足利デザイン・ビューティ専門学校	2
上武大	14	日本医療科学大	2	金沢学院大	1	芸術文化観光専門職大学	1
群馬医療福祉大	14	人間総合科学大	1	医療創生大	1	代々木アニメーション学院	1
高崎商大	3	ものつくり大	2	大阪経大	1	神田外語学院	1
関東学園大	2	浦和大	1			大宮ビューティー&フライダル専門学校	1
桐生大	4	埼玉学園大	1			東日本栄養医療専門学校	2
東京福祉大	7	東京国際大	3	2 短期大学	20		
育英大	8	和光大	1	育英短	8		
上智大	1	聖学院大	1	高崎商大短大部	2	4 就職・公務員	8
中央大	1	駿河台大	4	桐生大短大部	1	群馬県警	1
法政大	2	尚美学園大	1	群馬医療福祉短	1	前橋市役所	1
立命館大	1 (1)	埼玉工大	2	新島学園短	4	自衛隊候補生	1
日本大	5	城西大	2	いわき短	1	三光ファーム	1
東洋大	1 (1)	日本工大	1	国学院大栃木短	1	群馬くみあい運輸株式	1
駒澤大	3 (1)	城西国際大	1	埼玉女短	1	城東ホルモン	1
専修大	3 (3)	産業能率大	1	白梅学園短	1	global factory	1
明治医大	1	関東学院大	3			株式会社コメリ	1
東京経大	1	桐蔭横浜大	1	3 各種・専門学校	53		
神田外語大	1	神奈川工科大	1	高崎医療附属看護学校	5		
東京農大	1	創価大	1	伊勢崎敬愛看護学院	3		
武蔵大	1	佛教大	1	前橋東看護学校	2		
獨協医大	1	奈良大	1	渋川看護専門学校	1		

前橋市高校生学習室の開設について

生涯学習課

1 概要

高校生のための学習スペース「前橋市高校生学習室」を開設します。

2 目的

高校生のための自主的な学びの場を提供して、学力向上を支援します。

高校卒業後も本市の情報を発信するなど、本市との関わりを継続させながら、地元定着やUターンの促進を図ります。

ここに集う高校生等が交流することで多様性を育み、相互成長を促して次世代を担う人材を育成します。

3 開設日・場所

令和3年5月1日（土）午前11時オープン

アクエル前橋2階（JR前橋駅北口）

4 施設の概要

(1) 施設機能

自主学习スペース 100～150 席、情報提供コーナー、ライブラリースペース、セミナースペース、ミーティング室、Free Wi-Fi 等

(2) 開館時間

①午後3時～午後9時（平日）

②午後1時～午後9時（テスト期間等）

③午前10時～午後9時（土日祝日、学校の長期休業日）

(3) 休館日

水曜日、12月29日～1月3日

(4) 利用方法

登録制（無料）、一部予約制

(5) 運営

特定非営利活動法人 Next Generation に業務委託

5 内覧会

令和3年4月28日（水）午後4時～午後9時

4月29日（木）午前10時～午後4時